

令和 2 年度
自 己 点 検 評 価 書

令和 2 (2020) 年 10 月
札幌大谷大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的等	4
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	37
基準 4. 教員・職員	44
基準 5. 経営・管理と財務	53
基準 6. 内部質保証	66
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	72
基準 A. 地域連携	72
V. 特記事項	76
VI. 法令等の遵守状況一覧	77
VII. エビデンス集一覧	83
エビデンス集（データ編）一覧	83
エビデンス集（資料編）一覧	84

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

札幌大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）の前身は、真宗大谷派（東本願寺）第23代門首彰如上人によって、明治39(1906)年に現・真宗大谷派札幌別院前に創立された北海女学校に遡る。北海道の地に、仏教精神に基づく女子教育の学場を求める地元の要望や、真宗大谷派関係者の強い使命感を背景に、北海女学校は創立され、それから50余年、永年にわたる地元での女子教育への信頼と実績を糧に、昭和36(1961)年、さらなる高度かつ専門的な女子教育を目指して札幌大谷短期大学（保育科単科）を開設し、さらに昭和39(1964)年には、音楽科・美術科を新たに設置した。

平成18(2006)年4月に音楽科を、平成24(2012)年には美術科を四年制大学へ改組・転換したことにより、現在、札幌大谷大学短期大学部は保育科及び専攻科保育専攻の単科短期大学となっている。

本学は、浄土真宗の開祖親鸞聖人のみ教えを建学の精神にしており、札幌大谷という名は、京都大谷の地に親鸞聖人のご遺骨が納められたことに由来している。

親鸞聖人の願いに基づく我々の学園は、「生き切れないのちの一つもない」という理念により、すべての人間に開かれた学園であり、同時にそこでは、一人も取りこぼさない教育、選別しない教育、裁かない教育が展開され、自発性・自律性に富んだ学生が育まれている。教職員も共に学び、教育支援の誠を尽くすことが目指されている。

こうした教育観に立脚することで、短期大学部保育科では、未来を築く子どもたちのための保育者・教育者の養成に専心している。

以上のような建学の精神と基本理念に基づき、本学はその教育方針として、次の三項目を掲げている。

- ① 建学の精神に立脚し、明るく温かみのある自律的人間の育成を行う。
- ② 教育基本法、学校教育法の定めに則り、深く専門の学芸を教授研究し、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、生涯にわたって地域参加・社会貢献できる人材を育成する。
- ③ 学問の自由を尊び、自発的精神の高揚につとめ、自他の敬愛と協力によって文化の創造と発展に貢献する人材を養う。

学則に定めるとおり、本学の目的は、「教育基本法、学校教育法及び私立学校法の定めるところに従い、且つ宗祖親鸞聖人が開頭された本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教教育を基調とし、情操教育をほどこし、豊かな教養と実際に即した専門の知識及び技能を修得させること」にある。仏教精神に基づく人間教育を基盤としながら、保育の専門知識及び技能を修得させることが本学の社会的使命である。

本学の個性・特色としては、建学の精神に基づいた人間性豊かな保育者育成を目指す教育目標や、教育内容の充実を図るための実践的なカリキュラム、附属幼稚園・本学保育科子育て支援センターとの連携、表現活動や自然との関わりを積極的に取り入れた個性や感性を伸ばす教育などがあげられる。また50年を超える地域貢献の実績と地域の幼児教育関連団体との連携に支えられた、地域のニーズに応える教育態勢も本学における教育の個性ある特色となっている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

- 明治39(1906)年 4月 北海女学校創立。初代校長清川円誠。校地、現中央区南6条西7丁目。
- 明治43(1910)年 4月 北海高等女学校に組織変更。
- 大正11(1922)年 9月 現校地、東区北16条東9丁目（当時、札幌村仲通）に移転。
- 昭和23(1948)年 4月 学制改革により、北海高等女学校を札幌大谷高等学校、北海高等女学校併置中学校を札幌大谷高等学校付設中学校と改称。
- 昭和26(1951)年 3月 学校法人札幌大谷学園に組織変更。
- 昭和30(1955)年 4月 札幌大谷高等学校附属幼稚園開園。
- 昭和36(1961)年 4月 札幌大谷短期大学（保育科、入学定員40人）開学。
- 昭和38(1963)年 8月 北棟1号館新築。
- 昭和39(1964)年 4月 音楽科、美術科（入学定員各50人）を増設。
幼稚園を札幌大谷短期大学附属幼稚園とする。
- 昭和41(1966)年 4月 専攻科音楽専攻、専攻科美術専攻を設置。
- 昭和47(1972)年10月 北棟2号館増築。
- 昭和51(1976)年 9月 開学15周年記念式典を挙げる。
- 昭和54(1979)年 4月 専攻科保育専攻を増設。
- 昭和54(1979)年10月 南棟校舎増築。
- 昭和55(1980)年 4月 入学定員を保育科80人、音楽科90人、美術科70人に改める。
- 昭和56(1981)年10月 開学20周年記念式典を挙げる。
- 昭和61(1986)年11月 附属幼稚園新園舎竣工。
- 平成 2(1990)年11月 開学30周年記念棟竣工。
- 平成 3(1991)年 4月 入学定員を保育科80人、音楽科130人、美術科90人に改める。
- 平成 3(1991)年10月 開学30周年記念式典を挙げる。
- 平成 9(1997)年 3月 西棟校舎増築。
- 平成 9(1997)年 4月 保育士養成課程を設置。
- 平成12(2000)年 4月 専攻科を2年制に改める。大学評価・学位授与機構より認定を受け、学士の学位取得可能となる。
- 平成18(2006)年10月 学校法人札幌大谷学園開校百周年記念式典を挙げる。
- 平成19(2007)年 4月 札幌大谷短期大学を札幌大谷大学短期大学部へ名称変更。
- 平成20(2008)年 4月 専攻科音楽専攻募集停止。
- 平成21(2009)年 3月 専攻科音楽専攻廃止。
- 平成22(2010)年 4月 保育科及び美術科を男女共学とする。
- 平成23(2011)年 9月 開学50周年記念式典を挙げる。
- 平成24(2012)年 4月 音楽科及び美術科並びに専攻科美術専攻募集停止。
- 平成25(2013)年 3月 音楽科・美術科・専攻科美術専攻廃止。
- 平成28(2016)年10月 学校法人札幌大谷学園開校110周年記念式典を挙げる。
- 平成31(2019)年 3月 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部A棟新校舎竣工。

2. 本学の現況

- ・ 短期大学名 札幌大谷大学短期大学部
- ・ 所在地 北海道札幌市東区北 16 条東 9 丁目 1 番 1 号
- ・ 学科構成 保育科（昭和 36(1961)年開設）
専攻科保育専攻（昭和 54(1979)年開設）
- ・ 学生数、教員数、職員数（令和 2(2020)年 5 月 1 日現在）

1) 学生数

学年	保育科		
	男	女	計
1 年	1	97	98
2 年	1	101	102
計	2	198	200

本科生以外			
種別	男	女	計
専攻科保育専攻	2	18	20
研究生	0	0	0
科目等履修生	0	1	1
計	2	18	20

2) 教員数

	保育科		
	男	女	計
教授	1	3	4
准教授	0	2	2
講師	4	2	6
助教	0	0	0
助手	0	1	1
計	5	8	13

3) 職員数

職名	男	女	計
正規雇用職員	17	18	35
嘱託職員（フルタイム）	2	11	13
嘱託職員（パートタイム）	3	7	10
計	22	36	58

※法人本部及び併設大学を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、浄土真宗の開祖親鸞聖人のみ教えを建学の精神にしており、札幌大谷という名は、京都大谷の地に親鸞聖人のご遺骨が納められたことに由来している。明治 39(1906)年に北海道初の私立高等女学校を設立した際の創設者の願いも、この親鸞聖人のみ教えに立脚している。建学の精神は、地域社会に貢献する優秀な人材の育成を行う機関としての本学に連綿と受け継がれている。

この建学の精神に基づき、学則第 1 条では本学の目的を次のように定めている。

「札幌大谷大学短期大学部は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の定めるところに従い、且つ宗祖親鸞聖人が開頭された本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教教育を基調とし、情操教育をほどこし、豊かな教養と実際に即した専門の知識及び技能を修得させることを目的とする。」【資料 1-1-1】

本学園は、「生き切れないのちの一つもない」という理念により、すべての人間に開かれた学園であり、「一人も取りこぼさない教育、選別をしない教育、裁かない教育が展開されて、自発性・自律性に富んだ学生が育まれる」という教育観に立脚して、本学では、未来を築く人間を育てる保育者・教育者の養成に専心している。

このような社会的使命に基づき保育科は、「乳幼児の発達と教育に関わる知識と技能を修得し、実習を通じて実践力を養うことにより、成長期の子どもと子どもを取り巻く今日的な問題に対して適切に対処できる高い知性や社会性を備えた幼稚園教諭及び保育士の養成を目的とすること」を教育研究上の目的として学則第 3 条の 2 に明記している。また専攻科保育専攻は、「本科の教育課程で修得した知識と技能を基礎として、さらに障害児教育・教科教育・実践教育に特色を置いた高度な資質や力量の涵養を図り、現代社会に即応できる人材の育成を目的とすること」を教育研究上の目的として学則第 45 条の 2 に明記している。【資料 1-1-1】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の目的は、学則第 1 条に簡潔に明文化しているとおりでである。教育目的については、教育研究上の目的として、学則第 3 条の 2 及び学則第 45 条の 2 に簡潔に明文化している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色の第一は、建学の精神に基づく人間性豊かな教育である。本学の教育目標に「心の豊かさ」を第一にあげ、保育に携わる者として命の大切さ・慈しみの心を全ての教育内容の根底としている。建学の精神及び教育目標は、学生便覧、本学ホームページ等に明示している。【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】

本学の個性・特色の第二は、個性の尊重である。教育目標の第二にも掲げられている。

本学の特色あるカリキュラムとして「特別研究」を2年間の選択科目として独自に設け、学生の個性を生かした教育ひいては子どもの個性を尊重する保育の実践につながる教育内容となっている。「特別研究」の内容については、本学の特色科目として本学ホームページ、大学案内及びオープンキャンパスにおける体験授業などで積極的に明示している。【資料 1-1-4】

本学の個性・特色の第三は、豊かな表現活動の実践である。教育目標の中にも子どもがのびのびと発想できるように表現活動の意義を説いている。また本学が札幌大谷大学芸術学部を併設し、学修環境を共有している道内唯一の大学であるという特色もある。保育音楽の2年間開講、総合表現として子どものためのミュージカル制作、作品展開催、子どもの創作ダンスなど、子どもの表現活動を多面的に学ぶカリキュラムを設け、その内容は本学ホームページ、大学案内で明示するとともに、公演活動として広く一般公開している。

【資料 1-1-5】

本学の個性・特色の第四は、札幌市内で他大学に先駆けて設置した子育て支援センターを核とする子育て支援教育と地域貢献である。本学ホームページ、大学案内に関係するカリキュラムや学科行事を明示している。また子育て支援センターの集いの広場の専用ホームページを設け、地域貢献活動として明示している。【資料 1-1-6】

1-1-④ 変化への対応

本学の建学の精神に基づく教育の使命・教育目的は開学以来一貫したものであり、基本的な姿勢は変わっていない。令和 2(2020)年度に向け文言の整理を中心とした教育目標の見直しを行った。子どもの個性の尊重が指導要領等で重要視される中、保育者の得意分野の内容にも重みが増しているため、本学の教育目標に「得意分野を持つ保育者の養成」という要素を盛り込んだ。これらの考えのもと、本学の教育体制は時代の変化や社会の要請に応じて必要な変更を加えている。

平成 9(1997)年度に、それまでの幼稚園教諭に加え、保育士資格が取得可能となった。卒業生の就職機会の急激な拡大により、専門就職率がほぼ 100%に近くなり、現在に至っている。平成 22(2010)年度には、それまでの女子のみの教育から男女共学とした。これは学生の職業志向の多様化や男性保育士の増加に対応している。また、専攻科保育専攻は大学評価・学位授与機構（現 大学改革支援・学位授与機構。以下、本書において「学位授与機構」という。）の認定専攻科であるが、平成 27(2015)年度より、さらに特例適用専攻科に認定された。学生は学位授与機構に認められた学修総まとめ科目を履修し、修得単位の審査を受けることで学士（教育学）の学位を得る事が可能となり、より柔軟な学生指導を実施できるようになった。平成 28(2016)年度に学生の自主的な学修時間を確保するためにカリキュラムのスリム化を検討し、平成 29(2017)年度より実施。さらに令和元(2019)年

度入学者より新カリキュラムを実施し、科目編成の見直しや併設大学 3 学科を含めた全学共通科目「初年次教育」の新設などを行った。【資料 1-1-7】

●エビデンス集 資料編

【資料 1-1-1】札幌大谷大学短期大学部学則

【資料 1-1-2】2020 年度学生便覧

【資料 1-1-3】札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学科別の三つのポリシー 2019 年度版

【資料 1-1-4】2020 大学案内

【資料 1-1-5】カリキュラム

<https://www.sapporo-otani.ac.jp/department/nursery/curriculum>

【資料 1-1-6】子育て支援センターの集いの広場「んぐまーま」<http://ngma-ma.boj.jp/>

【資料 1-1-7】札幌大谷は変わります

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的については、教育課程との整合性や社会情勢等に対する対応の必要性を確認するなど、自己点検・評価活動において今後とも継続的に適切性を点検していく。

保育を取り巻く社会状況は常に変化していく可能性があり、実習巡回や就職先訪問などの保育現場との情報交換、現場保育者と養成校教員協働の連絡協議会・研究会などの活動を今後とも継続的に深めていく。特に、より高度な保育の知識・技能の修得を目的とした専攻科について、社会の要求を具体的にとらえ、変化に適切に対応できる体制を整える。

本学の使命・目的について、学則の文言をよりわかりやすく万人に伝わるように見直していく。その際、簡潔な文章化を心がけ、本学ホームページなどにおいてひろく本学の使命と目的、教育目的を知らせていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的については、1-1-①に記述のとおり学則に規定しており、毎年

の点検も行っている。学則の改正にあたっては、まずは併設大学と共同で設置している「大学協議会」で諮られる。「大学協議会」は、学長、学部長、学科長、短期大学部長、短期大学の学科長、主要な委員会の委員長、主要なセンターのセンター長、事務局長、運営企画室長、事務局の各課長で構成されており、大学と短期大学、又は設置学部や学科によらずれが生じないよう調整が図られる。その後、「教授会」で審議を行い、さらに本学園の常勤理事で構成される「常務会」で審議され、最終的には「理事会」で承認を得て決定となる。以上のことから、決定のプロセスにおいて、役員、教職員が関与する仕組みとなっており、理解と支持は得られている。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的は、建学の精神と共に、学生便覧にて説明されているほか、大学案内、本学ホームページにおいても周知している。【資料 1-2-3】～【資料 1-2-5】

また、学生は、必修科目である「仏教と保育」において、建学の精神、親鸞聖人の教えを全員が学ぶ。この科目は、以前に実施していた「建学の精神と大谷学」の内容を保育科の特徴にあわせて改定し、平成 29(2017)年度に新設したものである。そして、新入生対象の学長講話、大学行事として実施する真宗大谷派札幌別院にて行う「報恩講」、大学にて行う「大学報恩講」や学園全体で行う「花まつり」に参加することにより、その学びを深めている。さらに「報恩講」には、専任教員、事務職員も参加し、全学で一貫して、人を重んずる宗教教育の方向性を確認している。

また教育目的については、毎年新入生を対象に行われる新入生オリエンテーションにおいて、説明の場を設けている。教職員に対しては、毎年度当初に行う FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)研修会内で本学の使命・目的及び教育研究上の目的について説明を行っている。

以上のことは学校教育法第 172 条の 2「教育研究活動等の公表」にも適合している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的及び教育目的の達成を盛り込んだ「札幌大谷学園グランドデザイン」は、平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度までの 5 カ年の中期計画として策定された。

この中長期計画は、本学の使命・目的が十分に反映されているものであるが、令和元(2019)年度に「経営改善計画」の一部を見直し、教学改革、学生募集対策、財務計画等の具体的施策を明確にして目標達成に向けた大学経営を行った。

とくに、収入の多くを占める学生納付金、補助金及び寄付金の最大化を図る取組みを実践し、令和元(2019)年度から学費改訂を実施した。新たなグランドデザインは学園連携戦略会議等を経て理事会で策定された。【資料 1-2-6】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つのポリシーは、本学の教育研究上の目的を達成するために設定した各学科の教育目標を上位概念とし、この教育目標を達成するための具体策として定めているものである。基本的な内容は従前と同様であるが、保育科の使命・目的をよりわかりやすく表現するために、平

成 27(2015)年度に文言の見直しを行い、平成 28(2016)年度には対応科目の説明追加などを行った。また、専攻科保育専攻については、平成 28(2016)年度に今まで定められていなかったディプロマ・ポリシーを新たに策定するとともに、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについても保育科にあわせた全面的な見直しを行った。

さらに令和元(2019)年度には全学的な見直しに合わせ、教育目標、三つのポリシーの見直しを行った。【表 1-2-1】～【表 1-2-4】に保育科及び専攻科保育専攻の教育目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを示す。

【表 1-2-1 保育科及び専攻科保育専攻の教育目標】

保育科	<p>保育科は、本学学則第1条に定める目的を達成するため、以下を教育目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 心の豊かさを大切にして子どもと接することのできる保育者を養成する。 ② 子どもの個性を尊重し、自発性を引き出すことのできる保育者を養成する。 ③ 子どもの健康や安全を守るための知識と実践力を持ち、臨機応変に対応できる保育者を養成する。 ④ 子どもがのびのびと発想し表現を楽しめるように、さまざまな表現活動の技能や感覚を備えた保育者を養成する。 ⑤ 保育者としての社会的使命と責任を自覚し、子どもと家族の多様な育ちに共感し支えることのできる保育者を養成する。
専攻科 保育専攻	<p>専攻科保育専攻は、本学学則第1条に定める目的を達成するため、以下を教育目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保育に関わる高度で専門的な知識・技能・実践力を備えた保育者を養成する。 ② 保育に関する諸問題を自ら研究し、現代社会の保育現場に即応できる保育者を養成する。 ③ 学生の自己実現を支援し、幅広い人間性を持った保育者を養成する。

【表 1-2-2 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部の三つのポリシー】

ディプロマ・ポリシー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主体的に目標を貫徹する力（自律性） 自ら主体的に課題を見出し、高い目標に向けて持続的に努力を重ねることができます。 2. 社会に貢献する姿勢（課題発見・社会貢献性） 社会が抱える課題を発見し、よく理解し、その解決に向けて意欲的に行動することができます。 3. 多様な価値観・個性を受容し、共に努力し合える能力（協調性） 自分と違う個性を持つ他者への感謝の心を忘れず、目標に向け協働することができます。 4. 社会で求められる基礎的汎用的スキル（基礎的汎用的スキル） コミュニケーション能力や課題解決能力など、卒業後の社会で求められる汎用的なスキルを身につけ、ニーズに応じて活用することができます。 5. 専門的知識・技術の修得と活用力（知識活用） 自らが選択した学位プログラムの基礎となる、専門的知識やスキルを修得し、卒業後の社会のニーズに応じて活用することができます。
------------	--

札幌大谷大学短期大学部

<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建学の精神を学び、自己と他者の命を尊重し、豊かな情操を身につけ、知徳の陶冶を図ります。全学共通の初年次教育を通じて、伝える力を身につけます。 2. 社会に対する広い視野を持ち、多様な価値観に配慮できる豊かな人間性を身につけるために全学共通科目を配置します。特に、伝える力を中核とするコミュニケーション能力の育成のため、全学共通の初年次教育科目を配置します。また、自らの専門領域を深く学ぶと同時に、様々な領域への理解を深めるために、副専攻制度を配置します。さらに社会人として生き抜く実践力を育成するために、キャリア支援科目を配置します。 3. 学科・専攻・コースごとに必要な基礎教養と基礎能力の定着を図り、社会に対する視野を広げるとともに、社会人としての基礎的な能力育成及び諸分野において必要な創造性の基盤となる態度を身につけるため、初年次教育科目や学部共通科目、大学共通科目を配置します。 4. 必要な基礎的能力を身につけるとともに、学科・専攻・コースごとにより高度な専門的知識を深めるための専門科目を設置します。各専門領域の知識を深めるとともに、コミュニケーション能力や課題解決能力を身につけ、社会に生きる専門的職業人としての自覚を促します。 5. 必要な基礎能力の充実と応用を図るために、これまでに修得した基礎技能や知識教養を統合させながら、学科・専攻・コースごとに専門性の高い専門的教養を深めます。専門的スキルと経験をより広い社会的文脈で理解し、専門的職業人としての自己像を形成するために必要な専攻科目を配置します。 6. 少人数制の教育を基本とし、学科・専攻・コースごとに、個人レッスンや演習、ボランティア活動、フィールドワーク、インターンシップ等の体験型科目を配置します。大学での学修内容と実社会とのつながりを認識できる機会を提供します。 7. それぞれの専門分野に応じた卒業研究、卒業演奏、卒業制作、卒業論文を通じて、自己の課題を発見・解決し、学修成果を統合します。そして、自立した自己像を確立し社会に向けて自己を発信する実践力を養います。 8. それぞれの専門ごとに、自己のテーマに向き合い、問題を発見・解決をしながら、独創的かつ柔軟に取り組める実践力を身につけることを最終目標とし、ディプロマ・ポリシーに沿った社会に求められる素養を身につけます。
<p>アドミッション・ポリシー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建学の精神を学び、自己と他者の命を尊重し、豊かな情操を身につけ、知徳の陶冶を図ります。全学共通の初年次教育を通じて、伝える力を身につけます。 2. 社会に対する広い視野を持ち、多様な価値観に配慮できる豊かな人間性を身につけるために全学共通科目を配置します。特に、伝える力を中核とするコミュニケーション能力の育成のため、全学共通の初年次教育科目を配置します。また、自らの専門領域を深く学ぶと同時に、様々な領域への理解を深めるために、副専攻制度を配置します。さらに社会人として生き抜く実践力を育成するために、キャリア支援科目を配置します。 3. 学科・専攻・コースごとに必要な基礎教養と基礎能力の定着を図り、社会に対する視野を広げるとともに、社会人としての基礎的な能力育成及び諸分野において必要な創造性の基盤となる態度を身につけるため、初年次教育科目や学部共通科目、大学共通科目を配置します。 4. 必要な基礎的能力を身につけるとともに、学科・専攻・コースごとにより高度な専門的知識を深めるための専門科目を設置します。各専門領域の知識を深めるとともに、コミュニケーション能力や課題解決能力を身につけ、社会に生きる専門的職業人としての自覚を促します。 5. 必要な基礎能力の充実と応用を図るために、これまでに修得した基礎技能や知識教養を統合させながら、学科・専攻・コースごとに専門性の高い専門的教養を深めます。専門的スキルと経験をより広い社会的文脈で理解し、専門的職業人としての自己像を形成するために必要な専攻科目を配置します。 6. 少人数制の教育を基本とし、学科・専攻・コースごとに、個人レッスンや演習、ボランティア活動、フィールドワーク、インターンシップ等の体験型科目を配置します。大学での学修内容と実社会とのつながりを認識できる機会を提供します。 7. それぞれの専門分野に応じた卒業研究、卒業演奏、卒業制作、卒業論文を通じて、自己の課題を発見・解決し、学修成果を統合します。そして、自立した自己像を確立し社会に向けて自己を発信する実践力を養います。 8. それぞれの専門ごとに、自己のテーマに向き合い、問題を発見・解決をしながら、独創的かつ柔軟に取り組める実践力を身につけることを最終目標とし、ディプロマ・ポリシーに沿った社会に求められる素養を身につけます。

【表 1-2-3 保育科の三つのポリシー】

<p>ディプロマ・ポリシー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 質の高い保育実践のため、自ら進んで得意分野を身につけ、技能向上に向けて努力できます。(自律性) 2. 広い視野を持ち、保育者としての役割を理解しつつ地域社会に貢献することができます。(課題発見・社会貢献性) 3. 子どもの個性や自主性を重んじ、思いやりを持って接することができます。また、他者と協力して課題解決に当たることができます。(協調性) 4. コミュニケーション能力や課題解決能力など、卒業後の社会で求められる汎用的なスキルを身につけ、ニーズに応じて活用することができます。(基礎的汎用的スキル) 5. 幅広い教養と保育に関する専門的知識、技能および表現力を修得し、実社会のニーズに応じて活用することができます。(知識活用)
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建学の精神及び仏教保育(真宗保育)について学び、自己と他者の命を尊重し、豊かな情操を身につけ、知徳の陶冶を図ります。 2. 豊かな人間性と社会人としての基礎的教養を身につけるために、教養教育科目を配置します。特に、伝える力を中核とするコミュニケーション能力の育成のため、全学共通の初年次教育科目を配置します。 3. 保育の理念及び背景にある思想や歴史についての理解を深めるための科目を配置します。 4. 乳幼児の心や身体の発達を支えるために必要な保育の専門知識を修得するための科目を配置します。 5. 保育及び子育てに関連する社会的課題について理解を深めるための科目を配置します。 6. 保育の場で直接子どもと関わり、実践に即した保育観を築くために、実習科目を配置します。 7. 保育実践における技術を向上させ、感性を磨くために、音楽・美術・言葉・身体による表現を総合的に学ぶ科目を配置します。 8. 各自の得意分野を磨くとともに、子どもが育つ環境の今日的な課題に目を向け、自然から学び、自分で遊びを工夫することの大切さについて理解を深めるための科目を配置します。
<p>アドミッション・ポリシー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校の幅広い学習内容を習得し、保育科において学修を継続することに強い意欲を持っていること。 2. 保育や子育てに関連する社会の問題に深い関心を持ち、保育に関する専門知識をもって社会に貢献しようという目的意識を持っていること。 3. 多様な文化・価値観を受け入れ、他者を尊重し、共に支えあう子育て社会について積極的に考えられること。 4. 高等学校の教育課程における国語総合(現代文)において一定レベルの基礎知識を有していること。 5. 社会、生物、英語において一定レベルの基礎知識を有していること。 6. 日本語による基本的な文章を作成するスキルを有していること。 7. 歌唱、絵画、器楽などによる、自己表現のスキルを有していること。

【表 1-2-4 専攻科保育専攻の三つのポリシー】

<p>ディプロマ・ポリシー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高い倫理観と深い人間性を有し、保育に対する強い責任感を持って、常に新しい知識や社会の事象に関心を持ち、自己研鑽に努めることができます。（自律性） 2. さまざまな課題を多面的に捉える視点を持ち、課題を分析し解決に向けて積極的に貢献することができます。（課題発見・社会貢献性） 3. 子どもを取り巻く地域の課題に対して関係機関（者）等と連携を図り、問題解決へと導く能力を身につけています。（協調性） 4. コミュニケーション能力や課題解決能力など、卒業後の社会で求められる汎用的なスキルを身につけ、ニーズに応じて活用することができます。（基礎的汎用的スキル） 5. 子どもの個性に応じた創造性を高めるために、高度な知識・技能・表現力を修得し、実社会のニーズに応じて活用することができます。（知識活用）
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 短大の教育課程での学びを踏まえ、建学の精神に対する理解をさらに深めるための科目を配置します。 2. 専攻科での学びに必要な学力や社会人として求められる教養を身につけるために、教養教育科目を配置します。 3. 子どもの心身の発達に関する専門的知識をさらに深め、自らの実践に活かすことができる応用力を養うための科目を配置します。 4. 子どもをとりまく社会状況に対する理解を深めるとともに、多様な問題の解決に向けて他職種と協働できる資質を身につけるための科目を配置します。 5. 持続可能な社会を担う世代の育成に必要な倫理観・資質を養うための科目を配置します。 6. 保育・幼児教育の今日的課題を学び、各々の保育観を深めるために、実習科目を配置します。 7. 保育実践における技術のさらなる向上を図り、感性を磨くために、表現を総合的に学ぶ科目を配置します。 8. 論理的思考を養うとともに、表現力・発信力を身につけるために、短大を含めた4年間の学修を総括し、研究論文としてまとめる機会を設けます。
<p>アドミツション・ポリシー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本学短期大学部保育科またはそれに相当する教育課程を修得し、幼稚園教諭二種免許状を取得しており、専攻科においてさらに学修を継続することに強い意欲を持っていること。 2. 保育や子育てに関連する社会の問題に深い関心を持ち、保育に関するさらに高度な専門知識をもって社会に貢献しようという目的意識を持っていること。 3. 多様な文化・価値観を受け入れ、他者を尊重し、共に支えあう子育て社会について積極的に考えられること。 4. 短期大学卒業程度の文章作成能力を有すること。 5. 一定レベルのピアノ演奏に関するスキルを有すること。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は昭和 36(1961)年に 2 年制の保育科（女子のみ）を開設し、続いて昭和 54(1979)年に、1 年制の専攻科保育専攻を開設した。平成 12(2000)年度には、これを学位授与機構認定の専攻科（2 年制）に改組し、学士の学位を取得可能とし、学生の学修意欲や社会のニーズに応えてきた。

また、保育科では、学生は 2 年間の学修で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得し、ほとんどが卒業後にすぐ保育者として現場に出ることから、理論と実践をバランス良く身につけることが求められている。本学では、実践的な能力が身につくように、附属施設として幼稚園と子育て支援センターを備え、座学と並行して学ぶことができる。開学 4 年目から附属施設として運営している附属幼稚園は校地に隣接しており、学生が日常的に通うことが可能である。また、校舎内に設置した子育て支援センターは、平成 27(2015)年に開設 10 周年を迎え、保育者の重要な役割のひとつである子育て支援を学生が学ぶ場である

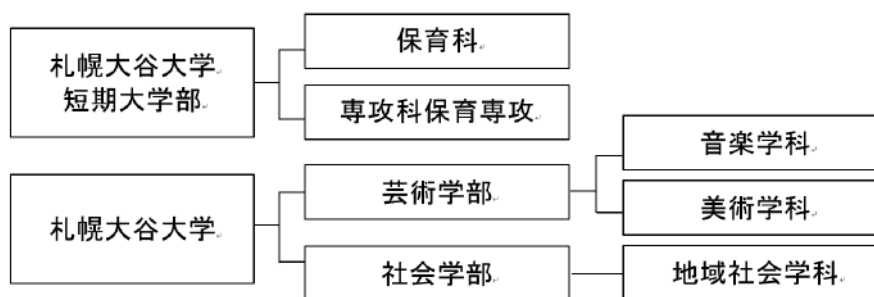
だけではなく、地域の子育て支援活動にも貢献してきている【資料 1-2-7】。

以上のように本学では、教育目的に応じた専門的な技術・知識が修得できるように教育研究組織が構成されており、本学の使命・目的との整合性がとれていると判断される。

また、本学の個性・特色を生かしつつ、併設する大学の芸術学部及び社会学部との教育研究上の相互交流と一体化を図るため、「合同教授会」、「大学協議会」、及び各種委員会及びセンター（以下、各種委員会はセンターを含む。）は短期大学部と大学との合同で構成されている。【資料 1-2-8】

本学の教育研究組織と併設大学との相関図のとおり、教育研究組織は本学の使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。

【図 1-2-1 教育研究組織 本学及び併設大学の学科構成相関図】



●エビデンス集 資料編

- 【資料 1-2-1】 札幌大谷大学短期大学部学則
- 【資料 1-2-2】 札幌大谷大学 大学協議会規程
- 【資料 1-2-3】 2020 年度学生便覧
- 【資料 1-2-4】 2020 大学案内
- 【資料 1-2-5】 三つのポリシー<https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/>
- 【資料 1-2-6】 学校法人札幌大谷学園ランドデザイン
- 【資料 1-2-7】 子育て支援センターリーフレット
- 【資料 1-2-8】 2020 年度各種センター及び委員会名簿

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的となっている保育者養成は、社会の根幹を担う一つの大きな使命であると認識し役員、教職員の理解と支持を得るために引き続き努力する。また、この使命・目的を果たすための教育目的、教育内容及び教育研究組織が有効なものであるかを、常に社会の変化を見据えながら自己点検し、また外部の評価を幅広く受入れていく。

保育者不足が相変わらず続いている社会情勢の一方で、保育を目指す高校生の減少が顕在化してきている。本学の使命や教育目的を理解浸透する高校への働きかけを継続しつつ、保育業界と連携した中学高校生の保育体験学修の展開など、保育職の認知拡大に努めたい。

平成 28(2016)年度から大学と協働で稼働させた「地域連携センター」（現「社会連携センター」）の機能を活かし、学外への周知についてさらに向上を図る。また、より高度な社

会の要請に応えられる保育者育成のために、専攻科の使命・目的について検討し教育内容の充実を図る。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法を拠り所として、学則において明確に定められており、その内容は、建学の精神で述べられた理念と使命に基づきながら、学科の特性にしたがって具体的かつ簡潔な文章で示している。

本学の個性や特色は、建学の理念に基づく宗教教育と、その理念を保育において実践するためのカリキュラム編成により社会に貢献できる人材の育成をるところにある。またこれは法令の定めるところに適合するものである。そしてこのことは三つのポリシーの内容にも明確に反映されており、学生便覧や本学ホームページ、その他の広報媒体により学内外へ明示されている。

本学の使命・目的及び教育目的の有効性については、常に自己点検評価を行っており、必要な改善点を確認している。教育研究組織の構成の面では専攻科の充実を構想し、さらに確実な教育目的の実現に向けて取り組んでいる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）については、下に掲げるとおりである。本学では、教育研究上の目的に基づいて教育目標を設定し、それに応じたアドミッション・ポリシーを明示している。このアドミッション・ポリシーは、学生案内、学生便覧、本学ホームページに明示し、その趣旨については、大学主催のオープンキャンパスまた学外で行われる進学ガイダンスや高校への出張講義等をとおして説明している。【資料 2-1-1】～【資料 2-1-4】

【表2-1-1 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）】

学科	アドミッション・ポリシー
保育科	<p>保育科は、教育目標を達成するため、以下のような人材を広く求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校の幅広い学習内容を習得し、保育科において学修を継続することに強い意欲を持っていること。 2. 保育や子育てに関連する社会の問題に深い関心を持ち、保育に関する専門知識をもって社会に貢献しようという目的意識を持っていること。 3. 多様な文化・価値観を受け入れ、他者を尊重し、共に支えあう子育て社会について積極的に考えられること。 4. 高等学校の教育課程における国語総合（現代文）において一定レベルの基礎知識を有していること。 5. 社会、生物、英語において一定レベルの基礎知識を有していること。 6. 日本語による基本的な文章を作成するスキルを有していること。 7. 歌唱、絵画、器楽などによる、自己表現のスキルを有していること。
専攻科 保育専攻	<p>専攻科保育専攻は、教育目標を達成するため、以下のような人材を広く求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本学短期大学部保育科またはそれに相当する教育課程を修得し、幼稚園教諭二種免許状を取得しており、専攻科においてさらに学修を継続することに強い意欲を持っていること。 2. 保育や子育てに関連する社会の問題に深い関心を持ち、保育に関するさらに高度な専門知識をもって社会に貢献しようという目的意識を持っていること。 3. 多様な文化・価値観を受け入れ、他者を尊重し、共に支えあう子育て社会について積極的に考えられること。 4. 短期大学卒業程度の文章作成能力を有すること。 5. 一定レベルのピアノ演奏に関するスキルを有すること。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

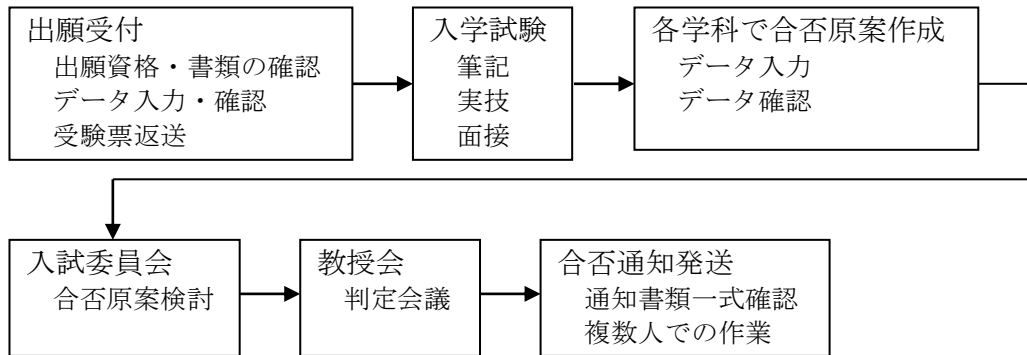
入学者受入れ方針の内容とそれに沿った選抜方法及び実施方針については、「札幌大谷大学短期大学部入学者選抜規程」に基づき、「入試委員会」において審議され、「大学協議会」

及び「教授会」の議を経て学長が決定する。【資料 2-1-5】

入学試験は、「入試委員会」の管理運営によって実施される。「入試委員会」は、学長、学部長、短期大学部長、学科長及び学科から選出された入試委員と事務局長及び入試広報課長のほか、学長の指名する教員によって構成されている。また、入学試験の際にはその都度、学長、学部長、短期大学部長、学科長、入試委員、事務局長、入試広報課長からなる実施本部を設置し、実施要領を作成して事前に入学試験の実施方法を確認することで、公正かつ厳正な入学試験の実施に努めている。【資料 2-1-6】

平成 28(2016)年度より、学生募集活動の効率化を図るため、「入試委員会」と「広報委員会（令和 2(2020)年度から入学支援センター）」の連携により募集活動を強化し、事務局においては、入試広報課を新設し関連業務を統轄することとした。【資料 2-1-7】

【図 2-1-1 基本的な入試の流れ】



本学では、アドミッション・ポリシーに沿って、多様な個性を持った入学志願者を受入れるべく、さまざまな入学要件を設定し複数の機会を設けた上で、公正かつ妥当な方法により入学試験を実施しているが、検証方法については検討中である。

なお、入学試験問題の作成については、学内教員及び外部の学科関係者に委嘱し行っている。入学試験問題は作成者から提出された後に、各学科の入試委員、外部審査により範囲外の問題はないか、難問奇問となっていないか、受験生に理解できる問いになっているか等を確認し、指摘事項は再度検討のうえ、最終的には学長を加えた入試委員全員で確認し試験問題として完成させている。令和 2 (2020)年度入学試験の概要は下記に示すとおりである。選考方法等を【表 2-1-2】に示す。

1) 特別推薦入学試験

併設の札幌大谷高等学校及び北海道内の真宗大谷派関係学校である函館大谷、帯広大谷、北海道大谷室蘭、稚内大谷の各高等学校、計 5 校を対象とした指定校推薦入学試験である。出願資格は、当該年度に指定校を卒業見込みであり、全体の評定平均値が学科の定める基準以上で、保育に強い関心を持ち、積極的に勉学に取り組む意欲のある本学を専願とする者で、人物・生活態度に関し、高等学校長が特に推薦した者としている。【資料 2-1-8】

2) 学校推薦入学試験

学校推薦入学試験は公募制と指定校制に区分し実施している。

公募制の出願資格は、高等学校等長の推薦を受け、全体の評定平均値が 3.5 以上の本学を専願とする者で、現役生のみではなく、高校卒業後 2 年以内であれば出願可能としている。指定校制については、本学が定める指定校を卒業見込みの者で、全体の評定平均値が学科の定める基準以上であり、保育に強い関心を持ち、積極的に勉学に取り組む意欲のある本学を専願とする者で、人物・生活態度に関し、高等学校長が特に推薦する者としている。指定先は受験実績等を踏まえ随時見直しを行っている。【資料 2-1-9】

3) 特別入学試験

社会人、海外帰国子女、外国人留学生及び再入学、再チャレンジを希望する者を対象とした入学試験制度であり、学校推薦入学試験と同一日程で実施している。【資料 2-1-8】

4) 一般入学試験

学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条で定められた大学入学資格を有する者を対象とし、一般的な学力を審査する入学試験制度として位置付け、I期（2月）とII期（3月）の2回実施している。【資料2-1-8】

5) 専攻科保育専攻入学試験

本学を卒業及び卒業見込みの者、またはこれと同等もしくはそれ以上の学力があると認められる者で、幼稚園教諭二種免許状を取得または取得見込みの者を対象とし、小論文、面接及び実技（ピアノ、本学出身以外の受験者のみ）で合否を判定する。I期（10月）、II期（12月）、III期（3月）の3回実施している。また、令和2(2020)年度入学試験から指定校制を設けており、本学が定める指定の短期大学を卒業見込みの者で、幼稚園教諭二種免許状を取得または取得見込みの者を対象とし、保育に強い関心を持ち、積極的に勉学に取り組む意欲のある者で、人物・生活態度に関し、学長が推薦する者としている。【資料2-1-10】

保育科 【表2-1-2 令和2(2020)年度入学試験区分別選考方法・出題科目】

区分	選考方法・出題科目
特別推薦入学試験	提出書類及び面接による審査
学校推薦入学試験 (公募制)	小論文 面接 表現（歌唱・器楽・絵画のいずれか1科目を出願時に選択）
学校推薦入学試験 (指定校制)	提出書類及び面接による審査
特別入学試験（社会人・海外帰国子女・外国人留学生・再入学・再チャレンジ）	小論文 面接
一般入学試験 I期	国語総合（古文、漢文を除く） 選択科目 （日本史B、政治・経済、生物基礎、コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ（リスニングテストは除く）の4科目から出願時に1科目選択）
一般入学試験 II期	国語総合（古文、漢文を除く） 面接

専攻科保育専攻

区分	選考方法・出題科目
専攻科保育専攻入学試験 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	小論文 面接 実技(ピアノ) 本学出身以外の受験者のみ

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去5年間の入学定員及び収容定員、学生在籍数は【表 2-1-3】入学定員・入学者及び収容定員・在籍者数一覧(過去5年間)に示すとおりである。過去3年間の在籍者数は、平成30(2018)年度が206人で定員充足率は93.6%、令和元(2019)年度は211人で定員充足率は95.9%、令和2(2020)年度は220人で定員充足率は100%である。入学試験区分別に適切な合否判定基準を設け、教育の質保証の観点から定員超過の改善に努めている。

【表 2-1-3 入学定員・入学者及び収容定員・在籍者数一覧(過去5年間)】

学 科	平成28(2016)年度				平成29(2017)年度			
	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
保育科	100	109	200	215	100	102	200	211
専攻科保育専攻	10	19	20	21	10	7	20	26
合 計	110	128	220	236	110	109	220	237
学 科	平成30(2018)年度				令和元(2019)年度			
	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
保育科	100	93	200	193	100	101	200	192
専攻科保育専攻	10	6	20	13	10	13	20	19
合 計	110	97	220	206	110	114	220	211
学 科	令和2(2020)年度							
	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数				
保育科	100	98	200	200				
専攻科保育専攻	10	7	20	20				
合 計	110	105	220	220				

また、平成25(2013)年度から特待生制度を導入し実施しており、一般入学試験(Ⅰ期)と同じ試験問題を使用し、一般入学試験(Ⅰ期)と同時に特待生試験を行う。特待生試験は、一般入学試験(Ⅰ期)との併願が可能であり、学校推薦入学試験(指定校制・公募制)、特別推薦入学試験、特別入学試験(社会人等)の合格者も受験することができる。また、2年次は特待生を希望する者の中から学科が学生支援委員会に推薦し、教授会の議を経て学長が決定する。特待生に採用された者は入学料全額(初年次のみ)及び授業料が半額となる。それぞれ将来、保育者として地域社会で貢献できる高い資質が認められた者を若干名採用している。

専攻科保育専攻は、平成 27(2015)年度まで定員を満たしていなかったため、平成 28(2016)年度から 10 月入試を追加した。その後、幼稚園教諭一種免許状の取得とさらなる知識と専門性の向上を目指す学生が増え、平成 30(2018)年度入学者が 6 人、在籍者定員充足率は 65.0%、令和元(2019)年度入学者が 13 人となり、在籍者の定員充足率は 95%、令和 2(2020)年度は入学者が 7 人で在籍者の定員充足率は、100%となっている。

●エビデンス集 資料編

- 【資料 2-1-1】 2020 大学案内
- 【資料 2-1-2】 2020 年度学生便覧
- 【資料 2-1-3】 三つのポリシー<http://www.sapporo-otani.ac.jp/outline/seisin/>
- 【資料 2-1-4】 OTANI OPEN CAMPUS 2020.4-2021-3 パンフレット
- 【資料 2-1-5】 札幌大谷大学短期大学部 入学者選抜規程
- 【資料 2-1-6】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 入試委員会規程
- 【資料 2-1-7】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 入学支援センター規程
- 【資料 2-1-8】 2020 年度学生募集要項
- 【資料 2-1-9】 2020 年度学生募集要項 学生推薦入学試験（指定校制）
- 【資料 2-1-10】 2020 年度学生募集要項(専攻科入学試験)
- 【資料 2-1-11】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部アドミッション・ポリシー（2021 年度入学者）

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

従来の広報委員会をもとに大学・短大 4 学科の情報を共有し、より活発な広報活動を実施するため、令和 2(2020)年度から入学支援センターを開設した。【資料 2-1-7】

また、アドミッション・ポリシーを新たに作成した。その内容について、今後もオープンキャンパス、大学案内、本学ホームページ及び SNS 等を利用して学外への広報を行い、周知に努める。教育内容が多くを受験生に理解されるよう、本学ホームページ、インターネットによる広報、進学相談会及び高校訪問等による情報提供等をより一層強化し、引き続き適性の高い入学者の確保に努める。さらに、受験機会の拡大や多様化を図ることを目的に令和 3(2021)年度入学者選抜試験より大学共通試験導入や指定校の拡大、保育科特待生制度の内容の充実化をすでに決定しており、これらの周知に努め定着を図る。【資料 2-1-10】

また、併設の札幌大谷高等学校及び北海道内各大谷派関係高等学校への学科及び教育内容の説明会実施により連携を強化し、受入れを促進するための入学料の全額免除（札幌大谷高等学校）、半額免除（北海道内各大谷派関係高等学校）を継続して実施する。今後も、密なコミュニケーションを図り、高大の関係強化に努めていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援及び授業支援は、学修支援センターをはじめ、クラス担任やゼミナール担任が学生の情報を共有し連携しながら行っている。また、学修支援センターは職員も構成員となっており、学生についての情報共有等、教員と職員が協働で運営している。

クラス担任は、日常的な学修支援のほか進路指導まで学生生活全般にわたり、必要に応じてほかの保育科教員とも連携を取りながら、入学から卒業まで丁寧に支援している。

従来は 1 学年 2 クラスであったが、令和元(2019)年度は 1 学年 3 クラスとした。令和 2(2020)年度入学者については 2 クラスとして副担任 1 人を配置した。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

保育科の受験者数は深刻な減少傾向にあるものの、現在のところ入学試験による選抜が可能であるため、基礎的な学力を持った学生が入学している。また保育者になる強い意思をもち、本学を第一志望とする学生が多いため、中途退学者、休学者及び留年者は少ない（平均して全学生の 1～2%程度）。欠席回数が 3 回を超えた学生への学修支援のため、各学期に出席状況調査を行い、学務課が取りまとめたデータを学修支援センター及び担任が共有している。新入生の入学前教育として入学試験合格者全員に入学前課題（児童文学・音楽・環境・健康・美術）を送付し、入学後の学修への意識付けを行っている。【資料 2-2-1】

【資料 2-2-2】

日常的な学生への学修支援及び授業支援は、クラス担任（従来は 1 クラス約 50 人であったが令和元(2019)年度入学者は約 33 人）による個別指導を中心に、学科学修支援センター、授業担当教員間で情報を共有しながら行っている。また学務課事務職員とも適宜情報を共有している。特に入学時の履修指導においては、新入生オリエンテーション時に十分な時間を取って、担任及び学修支援センターが中心となり幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得して卒業するために履修が必要な科目について、学生便覧・シラバス・履修登録票を参照しながら丁寧に指導している。さらに本学卒業生である事務補佐員 2 人が専任で業務に就き、学修支援及び学生生活全般について日常的に学生と教員・事務局の窓口になり適切な対処ができる体制を取っている。また、専任全教員によるオフィスアワー制度（1 週間当たり 90 分間）を実施し、学期ごとに曜日及び時間を掲示して全学生に周知している。さらに非常勤講師も個別の相談が可能ないように講師面談室が整備されている。

本学では TA 制度を採用していないが、事務補佐員が一部この役割を担っている。【資料 2-2-3】

しかしながら、2 年間で幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得して卒業するためには、卒業要件単位以外に幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格取得のために多くの専門科目単位を取得することが必要であり、その中には 4 回の学外実習も含まれるため、途中で学修意欲を失ったり保育者になる自信を失ったりする学生もごくわずかではあるが存在する。このような学生に対しては、クラス担任、授業担当教員及び事務補佐員、事務職員

が連携を取って、学生にとって最善の利益を考えた適切な対処ができるよう取り組んでいる。また、体調不良などにより2年間で幼稚園教諭二種免許状あるいは保育士資格を取得しての卒業が困難であることが予測される学生のために長期履修制度（最長4年間）を整備しているほか、留年による経済的な負担を低減させるため、卒業要件単位の取得を優先させ、卒業後に希望に応じて科目等履修生制度の利用による免許・資格の取得を勧めるケースもある。専攻科保育専攻については各学年に担任を置いている。

学生の学修及び授業支援に対する意見をくみ上げる仕組みとして、授業内容に関しては、3-3-②に述べる「授業アンケート」、学生生活全般に関しては「学生投書箱」の設置、「学生生活実態調査」を実施しており、収集した意見に基づき支援体制の改善に努めている。

●エビデンス集 資料編

【資料 2-2-1】2018～2020 年度 大学・短期大学部在籍者数

【資料 2-2-2】入学前教育関係資料

【資料 2-2-3】2020 年度オリエンテーション時間割

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

出席不足による単位認定不可、ひいては学習意欲の減退による休学・退学者を防ぐため、日常的に科目担当教員（特に非常勤講師）、担任教員及び事務補佐員との間で授業の出席状況を共有できる体制をより一層推進する。また、困難を抱える学生への支援として、学生相談室の相談員と学科教員との間でプライバシーを尊重しつつ連携をとる方策を強化することが急務である。免許・資格を取得するために行う4回の実習に際しての教育補助及び事務業務、実習準備室の運営・情報管理を専門に担当する保育科実習助手の職種を令和2(2020)年度より新設し1人を採用している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1. 組織と支援体制

1) キャリア支援センター・キャリア支援課による支援

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うため、教育正課内及び正課外でのキャリア形成支援体制を整えている。求職時支援に留まらない幅広い進路・キャリアサポートを行うことをねらいとして、令和元(2019)年度に教職協働によるキャリア支援センターを立ち上げ、生涯にわたるキャリア形成を視野に入れた全学的な支援体制を整備した。

キャリア支援センターは、入学から卒業後まで、学生一人ひとりの特性を活かした進路・キャリア形成に資する支援を行うことを任務としている。【資料 2-3-1】

原則月 1 回開催されるキャリア支援センター会議では、キャリア支援のための企画運営の在り方を協議するとともに、本学園の教育理念にある、「一人も取りこぼさない教育」を具現化すべく、個々の学生の進路希望動向についての情報共有を行い支援内容の質的改善・向上に努めている。加えて、多様化する学生一人ひとりへの進路面談やキャリアカウンセリング等に努めている。

2) 教育課程内でのキャリア支援

学生の社会的・職業的自立に関する指導は、履修科目であるキャリア系科目の授業と課外での就職支援を通じて行うことを基本としている。

また、本学キャリア教育科目の特徴の一つは、入学時に新入生全員を対象とした全学共通科目「初年次教育」(必修)を配していることである。令和元(2019)年度に開設されたこの科目は卒業後を見通した大学での学び方を学ぶことをねらいとしており、そこでは学科の垣根を超えたチーム学修(アクティブ・ラーニング)を行い、書くこと・話すことを含む社会人の基本能力となるチームワーク力及びコミュニケーション能力の養成を図っている。さらに、多様な進路希望に対応すべく、教育課程内にキャリア科目を配している。

キャリア系科目として保育科では、1 年次に「社会人基礎」を設置し、基礎学力や専門知識を活かすための社会人基礎力が身につくよう指導を行っている。また、1 年次後期に開講している「情報処理」では希望者のみ文書デザイン検定を受けることができる。受験状況を【表 2-3-1】に示す。専攻科保育専攻では、2 年次に「職業論」を配置し、幼稚園理事長・園長として実務経験のある教員が、実践的な教育を行っている。

【表 2-3-1 2019 年度文書デザイン検定受験状況】

2019 年度文書デザイン検定 (2020 年 2 月)		対象：保育科 1 年
受験等級	受験者(人)	合格者(人)
1 級	11	9
2 級	28	27

専攻科保育専攻では 1 年次に「情報処理演習」においてワープロ検定や Excel 検定を受けることができる。受験状況を【表 2-3-2】に示す。

【表 2-3-2 2019 年度ワープロ・Excel 検定受験状況】

2019 年度ワープロ検定 (2019 年 7 月)		対象：専攻科保育専攻 1 年
受験等級	受験者(人)	合格者(人)
1 級	1	1
準 1 級	0	0
2 級	1	0
準 2 級	1	1

2019年度 Excel 検定 (2020年2月)		対象：専攻科保育専攻1年
受験等級	受験者(人)	合格者(人)
準1級	0	0
2級	0	0
準2級	1	1

3) キャリア支援プログラムによるキャリア形成支援

令和元(2019)年度からは、キャリア支援センターが企画運営母体となって大学共通科目(キャリア科目)の中に、「キャリア支援プログラム」を開講し、卒業後の進路に直接役立つ各種資格取得講座や自己研鑽のための講座、インターンシップや社会連携・地域貢献活動を促進する講座など、学生の自主的な学びに繋がる多彩なプログラムを用意した。学修時間の確保、検定合格など一定の履修要件を満たした場合は卒業単位に算入可能となった。保育科では「札幌大谷大学と札幌大谷大学短期大学部における単位互換に関する協定書」に基づき大学の授業科目を履修できることから、選択科目の教養科目として認定することとした。

令和元(2019)年度は、公務員講座、防災士養成講座、知的財産管理技能検定講座、色彩検定受験対策講座、MOS 検定など4区分34講座を開講、延べ281人が受講した。【表2-3-3】

【表 2-3-3 キャリア支援プログラム一覧】

プログラム区分		プログラム例
A	職業・インターンシップ型科目 インターンシップ、社会・企業連携に関わる科目	地域インターンシップ、芸術学部生向けインターンシップ、中期インターンシップ、ビジネスプランコンテスト、地域メディア実践、企業課題解決実践など
B	社会貢献・自己研鑽型科目 ボランティア、学外研修、コンクール出場等に関わる科目	福祉ボランティア、学修支援ボランティア、海外研修、プロモーション動画制作、音楽学科コンクール、美術学科展覧会、芸術学部生向け国際ワークショップなど
C	一般資格取得型科目 各種検定・社会人基礎力養成に関わる科目	MOS(Word・Excel)、Illustrator®対策講座・Photoshop®対策講座、色彩検定受験対策講座、SPI・筆記採用試験対策講座、警察・消防を目指す人のための公務員試験対策講座(基礎)など
D	専門資格取得型科目 公務員、防災士等、専門性の高い資格取得に関わる科目	公務員試験対策講座、防災士養成講座、簿記・ファイナンシャルプランナー講座、宅地建物の取引士(宅建士)講座、知的財産管理技能検定講座、介護職員初任者研修講座など

保育科及び専攻科保育専攻における進路就職指導は、学科担任を中心とするもの、「キャリア支援センター」が実施するもの、学外団体と連携した進路支援の主に3つの体制で行っている。以下に内容を示す。

<担任を中心とした進路就職指導>

- ① 担任が入学時ガイダンスにおいて、保護者と共に学生に対し保育科の大まかな進路・就職状況とその活動の流れを説明する。

- ② 1年次10月に実習事前指導として全学年合同の実習報告会を行い、この際も担任が実習と進路・就職の関係を説明する。
- ③ 2年次新学期ガイダンスで担任が改めて卒業までの進路・就職活動と心構えを説明し、7月までに個人面談、就職試験のある学生には個別の指導を行う。
- ④ 2年次7月に担任が進路希望調査と就職試験時の注意を説明する。これ以降随時担任が、進路相談、履歴書・面接・作文等の試験対策の個別指導を行う。
- ⑤ 2年次9月にキャリア支援課と協力して就職試験時の手続き説明を行う。担任より求人票の見方、そのほかの就職活動の諸注意について詳しく説明する。

＜キャリア支援センターによる進路就職指導＞

① 各種イベントの実施

1) 1年次1月に実施する保育科1年生、専攻科保育専攻1年生対象「進路・就職フェア」では、外部講師（園長）による保育現場の考えを学ぶ講演、10数人の内定者による活動報告と懇談を行う。【資料2-3-2】

2) 2年次9月に保育科2年生、専攻科保育専攻2年生対象「就職活動直前ガイダンス」を実施する（上記担任を中心とした指導の⑤）。【資料2-3-3】

② 就職支援講座の実施

公務員志望学生の対策として、外部講師による「公務員保育士試験模試・対策講座」を年に2期(各々数講座)実施している。またパソコンスキルの向上を目指し、「Microsoft Office Specialist 資格取得支援講座」を学内で実施、基本的なWord・Excel技能を習得させている。【資料2-3-4】

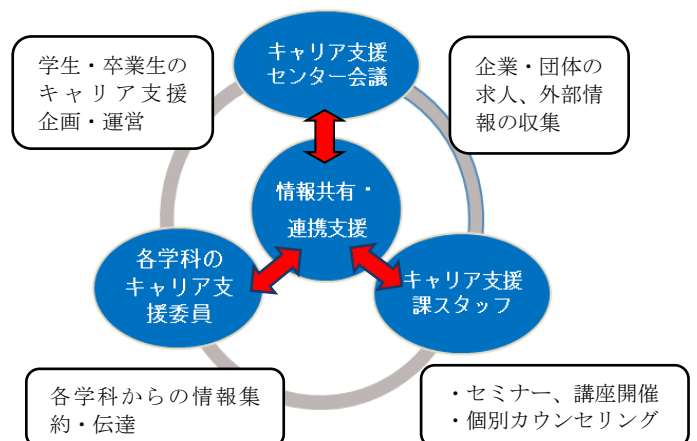
③ その他の環境整備

学生への求人・進学情報の提供を行うため「キャリア支援センター」と称した就職相談室を設け、求人情報検索用パソコンを3台設置し、求人先からの求人票ファイル・就職試験問題集・求人先別就職資料・過去の就職受験報告書・就職関連書籍を閲覧する環境を整備し、学生の希望する求人情報・就職試験の状況を閲覧しやすいように整理している。また就職活動サポートファイル「Let's 就活!」を作成し、保育科2年次9月の「就職活動直前ガイダンス」にて配布している。内容は就職活動の流れ、就職活動における本学のきまり、履歴書や礼状などの文例、面接のマナーなどを掲載している。そして900件を超える保育科向けの求人票は、施設別・地域別など特徴を分かりやすく分類・表示し、学生が多様な求人を把握しやすい掲示を行っている。【資料2-3-5】

キャリア支援センターの体制と機能



自由に活用できるキャリア支援センター（B棟1階）



＜学外団体との連携による進路支援＞

北海道私立幼稚園協会による「幼稚園キャラバン」を保育科 2 年次 9 月に本学で行っている。

内容は、協会員である幼稚園園長等による幼稚園教諭の仕事を紹介する講演、本学卒業生教諭による体験談・質疑応答などである。また、令和元(2019)年度は 7 月、9 月、12 月、2 月に実施された札幌市主催の「保育園ミーティング」、札幌市私立幼稚園連合会主催の「就職フェア」にも積極的に参加するよう紹介し、多数の学生が参加した。【資料 2-3-6】

以上のように教育課程内外を通じ、社会的・職業的自立に関する指導のための体制が整備されている。教職員が連携し、学生情報を共有してさまざまな進路（幼稚園・保育園・認定こども園・施設・公務員保育士等）を希望する学生に対しての支援を行っている。その結果、ほぼ全員が保育科の学びを活かした専門職に就職するほか、希望に応じて各学年数名の学生が民間企業への就職も決定しており、ほぼ毎年 100%の進路決定率を維持している。【資料 2-3-7】

また、卒業生に対しては、毎年卒業後半年以内（翌年度の前期中）に専門職として就職した全就職先（公立施設及び道外を除く）を学科専任教員が訪問し、卒業生の勤務状況について把握するとともに、保育現場の本学科に対する意見・要望の聞き取りを行っている。

保育科では、幼稚園教諭免許・保育士資格取得のための実習が実質的にインターンシップの役割を果たしており、教育課程内では現在インターンシップ制度を導入していない。

主な就職先である幼稚園・保育所・児童福祉施設などから毎年多数のボランティアの募集があり、学生にとって重要な就業体験の一つとなっている。保育科では教務補佐員がボランティアの紹介と取りまとめを行っており、令和元(2019)年度は、15 件に述べ 76 人が参加した。【資料 2-3-8】

●エビデンス集 資料編

【資料 2-3-1】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 キャリア支援センター規程

【資料 2-3-2】 2019 年度保育科 進路・就職フェア学生アンケート集計

【資料 2-3-3】 就職活動直前ガイダンス

【資料 2-3-4】 2019 年度進路支援イベント・講座予定表

【資料 2-3-5】 Let's 就活！

【資料 2-3-6】 幼稚園キャラバン関係資料

【資料 2-3-7】 2019 年度 進路決定状況一覧

【資料 2-3-8】 2019 年度ボランティア一覧表

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和元(2019)年度からは、就職部会・学生支援課を組織改編し、キャリア支援センター・キャリア支援課として学生のキャリア形成支援の充実を図り、学生一人ひとりの志望や動向に配慮した支援を行ってきた。保育科及び専攻科保育専攻の卒業生の就職率は毎年ほぼ 100%であり、現在のキャリア支援の体制は有効に機能していると考えられる。今後も個々の学生の状況に応じたきめ細やかな支援に努めるとともに、学外団体・就職先各園との連携を維持していく。

また、卒業生の活躍・動向を把握し、教育に反映させるため、卒業生アンケート及び就職内定先調査を実施し、キャリア支援の効果検証を行う計画である。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定及び学生サービス等に関わる業務は、「学生支援委員会」及び事務局学務課が連携して担当している。「学生支援委員会」には学生支援委員長、各学科より選出された教員のほか、学務課長及び財務課長が構成員として参加している。【資料 2-4-1】

学生に対する健康相談及び心的支援等は、「学生支援委員会」と学務課が担当し、学務課の管理のもと、健康相談については「保健室」、心的支援等については「学生相談室（ぼらん）」を設置し、日常の学生生活での身体的・精神的問題に対処している。「学生相談室」は、学生や教職員のプライバシーへの配慮から以前は学長直属の組織としていたが、配慮を要する学生支援にあたって学務課はじめ他組織と速やかな連携が図れるよう、令和元(2019)年度に組織機構を見直し、同委員会を学生支援委員会の傘下として位置付けし直した。【資料 2-4-2】

このような学生ニーズに即応するための組織改編等を通じて、各種学生サービス及び厚生補導の円滑な提供に努めている。

経済的問題を抱える学生への支援としては、各種奨学金制度、授業料減免制度及び特待生制度がある。外部の経済的支援としては、日本学生支援機構奨学金、札幌市奨学金、交通遺児育英会奨学金、あしなが育英会奨学金があり、本学独自の経済的支援としては、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 東本願寺奨学金」、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 授業料減免制度」がある。また学生本人の保護者が本学卒業生である場合や、生計を一にする兄弟姉妹又は親子が本学に在籍中の場合には、入学金や授業料の一部を減免する内規もある。【資料 2-4-3】～【資料 2-4-6】

これらについては、学生便覧、学内掲示板によって情報提供しているほか、新入学生へ毎年度当初にオリエンテーションで紹介している。令和元(2019)年度における各奨学金及び授業料減免制度の利用状況を【表 2-4-1】に示す。

また本学では、経済的又は健康上の理由により修業年限内における卒業が困難になった学生を対象として、「長期履修学生制度」を設けている。【資料 2-4-7】

【表 2-4-1 経済的支援状況】

奨学金種類	給付/貸与	令和元(2019)年度
札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 東本願寺奨学金	給付	4人
札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 授業料減免制度	給付	13人
札幌大谷大学 保育科特待生	給付	2人
日本学生支援機構奨学金	貸与	100人
日本学生支援機構奨学金	給付	3人
札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 家族授業料減免制度	給付	1人
卒業生等子奨学金制度	給付	2人
(北海道・札幌市) 保育士修学資金貸付事業	貸与	19人

課外活動の運営は、大学と短期大学部の合同の学生組織である学生自治会が中心となって行っており、学生支援委員会及び学務課が助言及び指導を行っている。

近年、学生自治会及び大学祭実行委員会（Orange Project Office）の構成メンバーが減少しており事業の継承が難しくなっている。このような事情から、①学生自治会執行部の委員構成の見直し、②大学祭実行委員会を学生自治会の下部組織として位置付け直す等、学生自治会会則の改正を平成 30(2018)年度に実施した。【資料 2-4-8】

各クラブには、学生から徴収した自治会費より活動費を支給し、加えて教育後援会からも経済的な支援等、積極的な資金的補助を行っている。下記【表 2-4-2】に学生団体一覧を示す。平成 29(2017)年度時点の 25 団体から令和元(2019)年度の 21 団体へ学生団体数は減少傾向にあることから、何らかの活性化策が求められる。現在自治会では、各学生団体の代表によって構成されるサークル代表者会議にて、各団体と自治会との意思疎通を図る取組みが始まったところであり、各団体が活動を継続できるための働きかけについては、今後の課題である。

「保健室」では、交代制で看護師（嘱託職員）2 人を配置し、1 人が常駐するよう運営している。開室時間は 9 時から 18 時までであり、特に診断・治療を要しない程度の疾病に対して対応し、医療機関の受診が必要と判断される場合においては、近隣の医療機関への受診勧奨を行っている。

新入生が入学時に提出する保健調査票では、持病・アレルギーのほか麻疹の抗体有無等を確認し、必要な学生には健康面談で詳細を確認している。この面談結果は、担任教員や実習・海外旅行・合宿等で必要とする教職員へ事前に報告し、対応する際の注意点等をアドバイスしている。また平成 26(2014)年度より保健調査票と併せて UPI 調査を実施し、精神的な悩みがある学生には「保健室」から「学生相談室」を紹介する等、学生が「学生相談室」を知るきっかけになるようサポートしている。【エビデンス集（データ編）表 2-9】
【資料 2-4-9】～【資料 2-4-11】

「学生相談室」は、週 5 回（月曜日～金曜日）9 時～18 時の間で 7～8 時間開室し（曜日によって異なる）、非常勤相談員（公認心理師 2 人及び保健師 1 人）が相談に応じている。

医療機関受診の必要性がある場合は、専門医療機関と連絡を取り、受診勧奨を行っている。また、地域事業機関と連携を図り、生活支援の必要性がある場合は、連携支援を行っている。開室日程は、本学ホームページと学内掲示板で月毎に周知し、学生が予約を入れやすいよう対応している。また、学生相談室通信「ぼらんだより」を年4回発行し、「学生相談室」を身近に感じ気軽に来室できるよう、情報提供と周知において工夫している。授業等で利用できない学生のために夏期・春期の長期休暇中も開室し、公認心理師の相談を受けることができるよう対応している。【資料 2-4-12】

「学生相談室」の管理運営のため学長指名の室長及び運営委員からなる「学生相談室運営委員会」を設置している。【資料 2-4-13】

「学生相談室運営委員会」では、学生相談に関する事業の企画及び立案、資料収集及び調査研究等に関する業務及びその他学生相談室の管理運営に関する業務を行い、毎月の学生相談室利用状況報告と年間の学生相談室事業報告を作成している。また、年に一回、メンタルヘルス研修会を企画し、実施している。

なお、平成30(2018)年度に「札幌大谷大学 障がい学生の受入れ及び支援に関する基本方針」を作成し、令和元(2019)年度は合理的配慮の必要な学生に対して公正な教育を保証するため、「アクセシビリティ推進委員会」を設置し、関係部局間での適切な支援を調整するために「障がい学生支援会議」を開催することで、迅速かつ適切に対応している。【資料 2-4-14】～【資料 2-4-16】

各種のハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等）への対応については、「学校法人札幌大谷学園ハラスメントの防止等に関する規程」により、また具体的運用の方法については「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部ハラスメントに関するガイドライン」に定めている。【資料 2-4-17】【資料 2-4-18】

ハラスメント等の防止のため、FD研修会で注意喚起するとともに、上記規程に沿って各学科の教員1人に加え相談員、事務局職員からなるハラスメント相談員を学生からの窓口として掲示し、防止対策に取り組んでいる。

学内の福利厚生施設として、学生食堂「Rapporti（ラッポルティ）」と売店「CASA（カーサ）」があり、委託業者により運営されている。「Rapporti」は営業時間11時～14時である。平成30(2018)年度に、学生食堂の場所がD棟1階からC棟1階に移動したことに伴い、座席数は以前の170席（食堂内121席・食堂前ロビー49席）から157席へ減少した。（コロナ非常事態後は47席へとさらに減少させた。）今後学生のニーズを把握しつつ、適宜昼食場所の確保に努める予定である。

学生食堂は営業時間外も休憩室として開放しており、給湯・給茶機、飲料自動販売機、パンや菓子の自動販売機を設置している。「CASA」は営業時間8時50分～17時30分で、お弁当や飲料・スナック類のほか授業に必要な教材等も取り扱っている。また、委託業者の協力により、例年6月に食育月間イベントを企画している。令和元(2019)年度は、「100円朝食キャンペーン」「ランチバイキング」を実施したほか、夕食に対するニーズの高まりを受けて「夕食キャンペーン」を年2回(6月・1月)実施している。【資料 2-4-19】

また、最近不審者の学内への出入りが疑われる事案が複数発生したため、掲示による学生への注意喚起のほか、C棟2・3階に監視カメラを設置することによって、学内の防犯対策に努めている。

【表 2-4-2 学生団体一覧（2020年5月1日現在）】

アニマート（音楽ボランティア）	にこにこおんがくたい（子ども向け吹奏楽団）
映像サークル	女子バレーボール部
折り紙研究会	漫画研究会
硬式野球部	輪声会（女声合唱団）
コロボックル（人形劇）	剣道サークル
ちゃりさー！（サイクリング部）	札幌大谷アンサンブルクラブ
しふおん（ボランティア）	卓上ゲーム部
染色部	男子サッカー部
バスケットボール同好会	バドミントンサークル
アウトドアサークル	eスポーツクラブ
ViCT	

●エビデンス集 資料編

- 【資料 2-4-1】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学生支援委員会規程
- 【資料 2-4-2】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学生相談室規程
- 【資料 2-4-3】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 東本願寺奨学金取扱規程
- 【資料 2-4-4】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 授業料減免規程
- 【資料 2-4-5】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 卒業生・修了生の子の入学金に関する内規
- 【資料 2-4-6】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 家族授業料減免制度に関する内規
- 【資料 2-4-7】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 長期履修学生規程
- 【資料 2-4-8】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学生自治会会則
- 【資料 2-4-9】 2019年度 学生相談室・保健室利用状況
- 【資料 2-4-10】 保健室だより
- 【資料 2-4-11】 保健調査票・健康調査 U・P・I
- 【資料 2-4-12】 ぼらん関係資料
- 【資料 2-4-13】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学生相談室規程
- 【資料 2-4-14】 札幌大谷大学 障がい学生の受入れ及び支援に関する基本方針
- 【資料 2-4-15】 アクセシビリティ推進委員会規程
- 【資料 2-4-16】 障がい学生支援会議規程
- 【資料 2-4-17】 学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 2-4-18】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ハラスメントに関するガイドライン
- 【資料 2-4-19】 食育月間関係資料

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

休日及び時間外等で「保健室」が利用できない場合、事務局又は警備室に申し出ることにより、最寄りの医療機関等で受診させるなど、適宜対応する仕組みを取っている。

経済的困難な学生に対する施策について、「東本願寺奨学金」と「授業料減免制度」を補完的に活用していく。成績優秀者に公平な評価を行うために、特待生の選考プロセスにおいては、簡便で公平な GPA 制度の利用を選考に適用すべく検討する。

さらに最近では学生の抱える心身の障害が深刻化・複合化しており、各学生の抱える心身状況に応じたきめ細かな対応が今後より一層必要となる。配慮を要する学生への支援事例の積み重ねや、各学科及び支援機関との連携を図りつつ、必要に応じて学生への支援体制を再構築・充実させる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

施設全体の維持、管理に関する業務は、定期点検に加え、財務課職員が随時対応している。また、快適な学修環境維持のため、清掃業務に関しては専門業者に委託し実施している。情報関係施設設備の運営・整備、電気設備などの修理や保守点検、植木等の維持管理はその都度専門業者と連携を取り合いながら設備の維持・管理に努めている。

校舎について全棟の耐震診断をした結果、改修が必要と診断された南棟（現在の C 棟）及び北棟 1 号館（現在解体）のうち、南棟（現在の C 棟）については平成 27(2015)年度に耐震補強工事を終えた一方、北棟 1 号館については、建て替えを計画して新棟(A 棟)を平成 30(2018)年に着工して、翌年から使用を開始した。なお、平成 30(2018)年 9 月 6 日の北海道胆振東部地震で大きな被害を被った北棟 1 号館が閉鎖を余儀なくされたため、代替教室の確保が求められることとなったが、緊急工事等により教育に支障をきたすことはなかった。

災害時の対策として、学生支援委員会の主導のもとに消防訓練を毎年 1 回実施し、大学構内における避難経路や避難時の誘導方法等を確認・点検している。実施日時は授業時間内に設定し、教員や非常勤講師と学生のどちらも参加している。【資料 2-5-1】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 短期大学部・併設大学共通

講義室については、共用講義室 15 室(1956.47 m²)を有し、学科及び併設大学の講義に対応している。演習室・実習室については、コンピュータ教室 3 室、情報処理室、LL 教室、演習室 8 室を有している。設備については、講義室にグランドピアノを設置しているほか、スクリーン・プロジェクター・教材提示装置及び CD・DVD・カセット・ビデオ等のプレーヤーを完備し、さまざまな講義に対応できるよう備えている。

研究施設としては、個人研究室、共同研究室の各室にパソコン、AV 機器を設置している。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、遠隔授業用のノートパソコン、モバイル Wi-Fi ルーター、飛沫防止ビニールカーテンや対面授業用パーテーションなどの対応を進めている。

各教室は、授業での利用はもちろんのこと、授業の妨げにならない範囲で、学生の課外活動や、各種行事等において有効に活用されている。平成 28(2016)年度私立大学改革総合支援事業のタイプ 1「教育の質的転換」に選定され、これに伴い文部科学省の補助事業である「私立大学等教育研究施設整備費補助」の「札幌大谷大学ラーニング・コモンズ」が採択されたことを受け、新しい教育・学修方法への対応として、AV 機器やプロジェクター、簡易ステージやピアノなどを備えるアクティブ・ラーニング用のスペースを K 棟に設けた。隣接する図書館では、ノートパソコンやヘッドフォンなどの貸出しを行っている。また、3 階には、3D プリンタや刺繍ミシン、レーザーカッターといったデジタルファブリケーション機器を備えるスペースを設け、授業並びに授業外の学生利用が可能となっており、授業及び学修活動・各行事に活用している。さらに、【表 2-5-1】のとおり講義室、学生ホール、食堂などに Wi-Fi を導入している。【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】

そのほか、携帯キャリア各社 Wi-Fi として NTTBPdocomo (9 カ所)、ソフトバンク (10 カ所)、KDDI (11 カ所) を校舎内各所に設置している。

【表 2-5-1 学内 Wi-Fi 設置箇所一覧】

棟	設置場所
A 棟	全館
B 棟 1 階	B159、B160
B 棟 2 階	B201～B208
B 棟 3 階	B302～305
B 棟 4 階	B403
B 棟 5 階	B502
C 棟 1 階	C111、学生食堂
C 棟 2 階	C201、C213、C214、C218
C 棟 3 階	C316、C322
D 棟 1 階	D104

D 棟 2 階	D201
D 棟 3 階	D301
D 棟 4 階	D401
D 棟 5 階	D501、D503
D 棟 6 階	D601
K 棟 1 階	K106
K 棟 3 階	K302

2) 保育科

講義室については、主に使用する A201、A202、A304（講義室 3 室）と共用講義室 12 室（1156.17 m²）を併用して各種講義に対応している。演習室・実習室については、A102（保育実習室）、A305、A306（実習室）、A502～A508（演習室 7 室）、A104（絵画工作室）、A501（演奏室）、C106（栄養実習室）などがあり、実験室は A105（環境実習室）がある。

また、毎週開催される子育て支援センターや学外に隣接している札幌大谷大学附属幼稚園も学生の実習の場となっている。

2-2-②に記述したとおり、学生が個人実習やグループ実習の計画・準備を行う場所として保育実習準備室を平成 28(2016)年度に設置した。

研究施設としては、個人研究室又は共同研究室、保育科研究室があり各室にパソコン、AV 機器等を設置している。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、遠隔授業用のノートパソコン、モバイル Wi-Fi ルーター、飛沫防止ビニールカーテンや対面授業用パーテーションなどの対応を進めている。

3) 図書館

図書館の管理運営については全学科から選出された図書委員（教員）と学術情報課職員から構成される「図書委員会」で定期的に協議を行い対応している。図書館は、平成 2(1990)年に開設された本館と平成 23(2011)年 10 月開設の第 2 図書館からなっていたが、平成 30(2018)年 4 月に学内の再整備計画に伴い第 2 図書館を閉鎖し、本館のみで大学・短期大学部共用の図書館として運営している。第 2 図書館閉鎖に伴う狭隘化の課題は閉架書庫室の新設や本館内に新たに書架を加設し対応した。開館時間は、平日が 9 時から 19 時、土曜日は 9 時から 16 時 30 分、長期休暇期間は 9 時から 16 時となっている。

蔵書としては、本学の建学の精神をもとに収蔵している「見真文庫」があり、親鸞聖人に関連する資料や仏教関係の図書を中心に所蔵し、蔵書の特色となっている。

また、音楽関係の図書・楽譜・雑誌・AV 資料を所蔵し、特に楽譜においては、道内大学図書館随一の蔵書数を誇っている。

図書館の地域開放の一環として、本学に開設している子育て支援センター「んぐまーま」の会員に本館の利用を開放し、絵本や育児書の貸出を行っている。

本館の蔵書数は、122,557 冊である。令和元(2019)年度に書庫に書架を新設した際、それまで閉架にしていた製本雑誌等を開架にしたため、閉架図書は 1,734 冊に減少した。

2,163 種類の定期刊行物と 12,044 点の視聴覚資料を所蔵している。また、9 種類の電子ジャーナル、4 種類のデータベースの利用が可能となっている。平成 30(2018)年度の開館日数は、本館 267 日、入館者数は 23,473 人、貸出利用者数は 4,672 人を数えた。【エビデンス集（データ編）共通基礎データ様式【短期大学用】様式 1】

図書館の相互協力については、国立情報学研究所目録所在情報サービスを利用して全国の大学図書館間で相互貸借を行っている。また、「北海道地区大学図書館相互利用サービス」に加盟し、道内の国公立大学図書館加盟館と閲覧や貸出しなどの相互利用を行っている。さらに、「音楽図書館協議会(MLAJ)」に加盟し、全国の加盟館とも相互協力している。【資料 2-5-4】

4) 体育施設

本学の体育施設として、キャンパスから車で約 20 分の場所に併設大学と共用のグラウンドを所有しており、主に野球部、サッカー部が使用している(37,369 m²)。体育の授業は併設する高等学校と共用の中体育館で実施することで、体育施設を学園全体で有効活用している。

5) 情報教育施設・設備

情報教育のための施設・設備は、B 棟 1 階に 1 室（教員用 1 台、学生用 24 台）、C 棟 1 階に 1 室（教員用 1 台、学生用 40 台）、C 棟 2 階に 1 室（学生用 PC60 台）、LL 教室（教員用 1 台、学生用 25 台）の 4 カ所である。

令和 2(2020)年度は、LL 教室をリニューアルし PC24 台、C 棟 1・2 階の教室を統合し 55 台、令和元(2019)年度に完成した A 棟及び図書館での貸出し PC を増やすことで、教室の稼働率並びに授業外学修の拡充を図った。

これらの施設の使用時間は、授業開講期間は 21 時 45 分まで、授業開講期間外は 20 時 45 分までとなっている。これらの教室は、授業時間外であれば学生が自由にレポート作成や課題制作等に使用できる。それぞれの教室の利用方法、並びに学内サービスの利用については、入学時にオリエンテーションを行っている。また、各教室の利用方法や学内サービス利用に関する情報については、本学ホームページに掲載している。

情報教育施設・設備使用についての学生向けガイドラインとして「情報セキュリティポリシー」を学内掲示したほか、平成 29(2017)年度からは学生便覧に明示している。【資料 2-5-5】～【資料 2-5-8】

学内ネットワークには、課題提出用の共有フォルダが用意されているが、そのほか全教職員、全学生には、無制限のクラウドストレージを提供し、Wi-Fi 環境を利用し、課題制作並びに課題提出といった情報共有が行える環境も整備している。インターネット接続の際には、本学では、学内ネットワークのセキュリティ対策として beat 及びエフセキュアを導入しており、外部からの不正アクセスを防止している。各教室の情報機器、及び施設の管理・運営には、短期大学部及び併設大学の専任教員 5 人と札幌大谷学園情報センターよりセンター長及びシステムエンジニア 1 人、事務職員から構成される「情報環境委員会」が対応している。【資料 2-5-9】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーの対応として、学内は各棟及び各階への移動はバリアフリー化されている（ステージ壇上への移動は除く）。視覚障がい者への対応としてエレベーター4基に点字表示を取り付けており、その内のC棟1基については、音声案内、安全防護センサーを取り付けている。車椅子利用者に対応するトイレを6室設置している。【資料 2-5-10】

北棟校舎解体に伴い、令和2(2020)年2月にK棟へスロープと楽器運搬も可能なエレベーターを設置した。また、楽器搬入・搬出時のトラックが横付けできるスペースを新たに設けた。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

教室（講義室、演習室等）内の機器備品については財務課や「情報環境委員会」により都度見直しされ、均一化されてきた。どの授業をどの教室で行うかは、科目担当教員の意向や前年度の学生数と履修者数を確認し、適切に配置している。【資料 2-5-11】

全学部学科共通で行われる演習科目は、50人以下のクラスで授業を実施するように、クラス分けをしている。事前のプレメントテスト等により、習熟度別に2つ以上のクラス分けをして実施する授業もある。

選択科目において履修希望者が多い場合は、履修人数を制限する。履修人数を制限する場合は、抽選等の方法で平等のもとに履修者を確定して適切な人数で実施している。

●エビデンス集 資料編

【資料 2-5-1】 札幌大谷学園 消防計画書

【資料 2-5-2】 ラーニング・コモンズ関係資料

【資料 2-5-3】 コンピューター教室の仕様概要

【資料 2-5-4】 図書館利用案内

【資料 2-5-5】 入学時オリエンテーション（学内情報サービス利用）資料

【資料 2-5-6】 学内サービス利用情報（HP 参照画面）

【資料 2-5-7】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部情報セキュリティポリシー

【資料 2-5-8】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部情報セキュリティポリシー（学生便覧 P.36）

【資料 2-5-9】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部情報環境委員会規程

【資料 2-5-10】 バリアフリー関係資料

【資料 2-5-11】 2019年度 建物別・学科別教室一覧

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備に関する問題については、「学生生活実態調査」の結果を踏まえて、財務課が中心となり関連委員会と連携しながら、学生の要望や意見等を把握し、整備・充実に努める。

現在北棟1号館の取り壊しに応じた対応を進めているが、今後さらに現場の状況に応じた校舎の解体及び校舎機能移設計画の確実な実施に努める。バリアフリーに関しては、現在の状況で支障は出ていないが、更なる充実改善方策を検討している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

日常的に学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして「学生投書箱」を設置している。学生サービスに関してより細かく即時に対応するため、毎週 1 回点検し、必要に応じて対応策を「大学協議会」で審議し、学内掲示にて公表している。

また、学生生活全般に関する学生の意見や要望をできるだけ広く正確に把握するため、平成 27(2015)年度より学生支援委員会が「学生満足度調査」を実施してきた。しかし、令和元(2019)年度より本業務の所轄が運営企画室に移ったことに伴い、より総合的観点から学生の実態を把握するため、従来の「学生満足度調査」から「学生生活実態調査」と名称を変更し、IR の観点から質問項目について大幅な見直しを行った。また「学生満足度調査」と「学修行動調査」は従来別々の期日に実施していたが、学生の負担を軽減するために令和元(2019)年度より、年度初めに両調査を一緒に実施している。【資料 2-6-1】

調査結果は合同教授会で報告されるほか、調査結果に大学の対応を加えた文書を学内に掲示することによって、在学生へのフィードバックを図っている。【資料 2-6-2】

【表 2-6-1 学生満足度調査回収率の推移】

平成27年度実施	13%
平成28年度実施	80%
平成29年度実施	69%
平成30年度実績	62%
令和元年度実績（記名式）	17%
令和元年度実績（無記名式）	34%

学修支援に関するこの 2 カ年の調査結果を見ると、時間割をはじめ授業関連の諸連絡に関する情報伝達が遅いという学生からの指摘が多く見られる。この点については、情報伝達システムの見直しをはじめとする諸対策を現在検討中である。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談については、学生相談室や保健室で得られた情報を学生本人の了承を得たうえで関係者と情報共有し、当該学生へのきめ細かな支援に活かしている。また学生生活実態調査では、食事の摂取状況に関する設問により、学生の健康生活面における把握に努めている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活実態調査の結果からは、教室や学食の狭さをはじめ、冷暖房の不備、Wi-Fi が使いにくい等の施設設備に対して不満を持つ学生が多いことが確認できる。この点については、学生の不便を速やかに解消できるよう、順次学生のニーズを校舎整備計画に反映させている。さらに学生自治会と学生支援委員会との間で定期的に行われる会議を通じて、上記調査結果を補足する形で施設・設備に対する学生の意見をくみ上げ、必要に応じて財務課と情報共有し学生ニーズに対処している。

また近年、指定された場所以外での喫煙、自動車・バイクでの通学、迷惑行為が散見されるため、正面玄関前掲示板を利用して注意喚起文の掲出を行ったほか、学務課・財務課にて休み時間前後の時間帯の大学周辺地域・駐車場の見回りを行った。また、各学科にてホームルームの時間を設定し、周知啓発を行っている。【資料 2-6-3】

●エビデンス集 資料編

【資料 2-6-1】平成 30 年度 学生満足度調査・2019 年度 学生生活実態調査 集計結果報告

【資料 2-6-2】学生満足度調査・学生生活実態調査の結果報告と今後の対処について

【資料 2-6-3】マナーアップキャンペーン資料

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活実態調査の実施効果を高めるため、7 月から 4 月へ実施時期を変更し、オリエンテーション期間に回答時間を設定する等の取組みを通じて大幅に回収率を向上させた。

しかし令和元(2019)年度の回収率は大幅に減少しており、回収率改善のための対策が必要である。令和元(2019)年度に回収率が低下した主な要因として、①Google フォームへの回答の際にアクセス不良等のアクシデントが生じたことや、②記名式の調査への回答に学生が難色を示したこと等の理由が推測され、今後はより学生が回答しやすい環境を整備しつつ回収率の改善に努めたい。

また調査実施後、調査結果を学生へフィードバックするまでに半年以上の時間を要した点は、学生への速やかな対応という点で問題である。おりしも平成 30(2018)年 9 月の北海道胆振東部地震の被害による設備環境不備には深刻なものがあり、今後調査実施からフィードバックまでのタイムスケジュールを整備し、より速やかな学生対応に向けて努力したい。

【基準2の自己評価】

第一に学生の受入れにあたっては、アドミッション・ポリシーの内容に沿った形で入学
者選抜を適正に実施している。またオープンキャンパスや様々な媒体を用いて受験生にア
ドミッション・ポリシーの周知にも努めている。今後もオープンキャンパス、大学案内、
本学ホームページ及び SNS 等を利用して教育内容の十全な広報に努めることを通じて、
引き続き適性の高い入学者の確保に努めたい。

第二に学修環境の整備に関しては、まず本学が定めたディプロマ・ポリシー及びカリキ
ュラム・ポリシーに適合するようカリキュラムの体系的整備と運用を図っているほか、オ
リエンテーション等の機会を通じて履修指導やアドバイスをを行うことを通じて、各学生が
円滑に学修に励むことのできるよう努めている。

キャリア支援については、学科担任による支援、キャリア支援センターによる支援及び
学外団体と連携した進路支援の三体制で実施されており、ほぼ毎年 100%の進路決定率を
維持している。また学生生活支援については、学生支援委員会や学生相談室の管轄のもと
で各種施設の整備、各学生に対する経済的支援や保健上の支援、防犯対策等が適切に遂行
されている。

第三に上記の学修環境整備を実現するために、①「授業アンケート」結果の各教員への
フィードバック、②「学生生活実態調査」による学生生活の実態把握、③同調査の自由回
答欄による学生生活ニーズの具体的把握、さらには④「学生投書箱」や学生自治体との定
期的な会合を通じて学修環境上の諸問題に対する即時的対応に努めており、これらの手段
を通じて学生の意見や要望が定期的にくみ上げられ、学生サービスの改善に役立てられて
いる。

今後は、自己点検・評価活動や FD 活動の実績を積み重ね、大学の使命・目的及び学科
の教育目的を持続的に展開するための中長期的な将来計画に基づいて、本学全体としての
組織的な PDCA サイクルの確実な運営を図る。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえた卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、学生便覧及び本学ホームページ上で公開している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

成績は 100 点を満点とし、90 点以上を「秀」、80 点以上 90 点未満を「優」、70 点以上 80 点未満を「良」、60 点以上 70 点未満を「可」、60 点未満を「不可」とする 5 段階で評価しており、学生便覧に明記している。各科目の単位認定基準は全ての科目についてシラバスの成績評価方法欄に記載し、科目担当教員はそれに基づき厳正な成績評価を行っている。卒業及び修了要件は、それぞれ学則第 25 条及び第 50 条、履修等規程に定めている。

この学修の評価についての透明性・厳格性を確保するため、成績評価に関する異議申し立て制度を設けており学生及び保護者からの申し立てに対応している。なお、本学は進級制度を採用していない。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

GPA による成績評価により、全学生を対象に学期ごとの GPA が連続して低い場合には、段階的に指導、保護者への通知を含む注意喚起、退学勧告を行っている。【資料 3-1-3】

- ① 1 学期の GPA が 1.0 未満の学生に対しては、担任教員または学修支援センター員が個人面談を通して学修指導をする。
- ② GPA1.0 未満が 2 期連続または、通算 3 回になった学生に対しては、学部長または学科長が個人面談を通して学修指導をし、面談及び指導記録を保証人(保護者)に通知する。
- ③ ②に該当する学生で以降も修学の改善が認められない場合は、学修支援センターの議を経て退学勧告を実施する。

また、単位認定の厳正化及び成績不良学生に対する実質的な学修効果を伴った指導をするために、単位認定基準に達する見込みのない学生に対しては、科目担当教員が再学習課題を与え個別指導等を行っている。【資料 3-1-4】

入学前の既修得単位については、30 単位までを本学において修得したものとみなすこと

ができる（学則第 30 条）。ただし、他大学で習得した単位を本学において習得したものとみなす単位数（上限 30 単位）と合わせる時は、45 単位を超えないものとしている。【資料 3-1-1】

●エビデンス集 資料編

【資料 3-1-1】 2020 年度学生便覧

【資料 3-1-2】 三つのポリシー<https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/>

【資料 3-1-3】 2019 年度前期の GPA による履修指導について

【資料 3-1-4】 再学習課題の内容と評価方法

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在定められている成績評価基準を今後も厳正に適用するとともに、再学修制度の有効性について検証を行い、さらなる改善を行っていく。特に再学修制度については、以前の実態として受験手数料なしの再試験と同様になっており、再学修成果を提出しさえすれば単位認定されると学生に認識されている懸念がある。このことを踏まえ、科目担当教員には単位認定基準に達するまで学修させるための再学習課題提示及びその評価が求められる。

また追試験対象者も再学習課題に取り組めるような日程で追試験を行うとともに、追試験の結果成績不良の学生が再学修に取り組む十分な時間が確保できるようなスケジュールを令和 2(2020)年度より実施する。

ディプロマ・ポリシーは、「学力の 3 要素」を念頭に置き、本学への入学希望者や学生、保護者、保育業界等が十分に理解できるような内容となるように十分に吟味し整理する必要があるため、今年度中に改善すべく取り組んでいる。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえた教育課程編成及び実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めており、学生便覧及び本学ホームページで公表している。専攻科保育専攻については、保育科での学修をさらに深め、高度な知識・技能・表現力を身につけるとともに、課題解決能力

を高めることを目標にするカリキュラムの編成を行っている。また、卒業の認定に関する方針との対応関係を明らかにするために、カリキュラムマップを作成し、教育課程の体系的編成が分かるようにしている。なお、カリキュラムマップは今後、様式の統一を含めて内容の改定を行う予定である。【資料 3-2-1】～【資料 3-2-3】

さらに、全ての科目でシラバスを作成し、学生に配布するとともに、本学ホームページ上で公開している。シラバスでは科目の目的・授業内容などをわかりやすく記述するとともに、教室外学修の指示を明示し、学生が個別の学修に役立てることができる。シラバスの書式は随時見直しを行っているが、現行のものは各科目のディプロマ・ポリシーの対応項目を明記して教育課程の体系的編成を示すことができるようにするとともに、教室外学修の基準時間数を示してある。本学では、全てのシラバスの記載内容が適正であるかどうかについて、学修支援センター員がチェックリストを用いて確認を行っている。【資料 3-2-4】～【資料 3-2-6】

また、1年間に履修できる科目数を保育科については49単位、専攻科保育専攻については40単位としている。保育科は幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を2年間で取得させるため、単位数の上限を多めに設定している。【資料 3-2-1】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

保育科においては、建学の精神に基づき心の豊かさを大切に、子どもの個性や自主性を重んじる保育者、得意分野をもった魅力あふれる保育者、実社会のニーズに応じて専門知識・技能・表現力を活用し、地域社会に貢献できる保育者の養成を目標にしたカリキュラムの編成が行われており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学保育科の教育課程編成上の特徴は、カリキュラム・ポリシーの後半、6～8に表されている。まず、附属幼稚園が隣接している地理的環境を活かし、2年間継続して授業内で附属幼稚園を最大限に活用することにより、学生が日常的に理論と実践を結びつけることができる(カリキュラム・ポリシー6)。これらの実習科目における学生の主体的な学修活動を支援するため、実習の計画・準備を行う保育実習準備室を設置しており、令和元(2019)年度の新校舎への移転の際にA102に機能をそのまま移設した。ここに学生が教育実習・保育実習後に作成した実習報告書、保育関係資料、保育観察録画・視聴機器、実習教材制作道具・材料、パネルシアター・紙芝居箱などの表現補助機材を学生が自由に利用できるように設置し、併せて棚・机・椅子等を整備している。学生はこの部屋を自由に活用して、指導計画の立案、教材の作成、附属幼稚園における実習時に撮影した映像の視聴による省察に取り組むことができる(写真参照)。



また、芸術学部音楽学科及び美術学科を併設した本学の教育環境を活かし、音楽・美術分野の科目が充実している。具体的には「保育内容（表現）」として音楽及び美術を開講しているほか、「基礎美術」、「保育音楽Ⅰ・Ⅱ」及び「保育美術」を開講している。中でも「保育音楽Ⅰ・Ⅱ」では2年間をとおして履修学生全員に、これまでのピアノの学修歴に応じた個人レッスンを行っている。これにより全くの初心者であっても、卒業までに保育者として求められる最低限度の演奏技術の習得を可能にしている。また表現を総合的に学ぶ科目として「総合表現」を開講し、子どものためのミュージカル制作・発表を行っている（カリキュラム・ポリシー7）【資料3-2-7】。

さらに、得意分野をもった保育者を養成するために「自然」、「音楽」、「美術」、「運動」のうちから1つを選んで2年間学修する「特別研究Ⅰ・Ⅱ」を開講している。2年次に配当されている「特別研究Ⅱ」は2コマ続きの時間割編成にすることにより、半日を使った活動が可能となっており、ほかの授業では不可能な豊かな実体験を伴う授業を行っている（カリキュラム・ポリシー8）。

初年次に開講される教養科目としては、「日本語コミュニケーション演習（口語表現）」及び「日本語コミュニケーション演習（文書表現）」を学則上の必修科目として全学生に履修させることにより、最近低下が問題になっている基礎学力、特に国語力・コミュニケーション力の向上に取り組んでいる。【資料3-2-1】

専攻科保育専攻については、附属幼稚園・子育て支援センターの両附属施設をさらに活用し、1年次に1年間をとおして附属幼稚園の同一クラスでの毎週の実習、子育て支援センターでの月に1回の実習を継続し、実践力を高めている（カリキュラム・ポリシー4及び6）。また、保育科2年間を含めた4年間の学修を総括する修了研究に取り組むことにより、論理的思考を養う（カリキュラム・ポリシー8）。

3-2-④ 教養教育の実施

保育科の教養科目としては12科目17単位が設置されており、令和元(2019)年度に新設された「初年次教育」は併設大学3学科と合同で開講されている。また大学との単位互換制度により大学共通科目の一部を履修可能としている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

授業方法の改善を進めるための組織体制として、大学と合同で「FD委員会」が設置されており、授業方法の改善を進めている。その中心となる取組みは「FD研修会」である。

令和元(2019)年度は全学的な研修会として、従来から行われている新学期開始時の非常勤講師を対象にしたもののほかに、9月（配慮の必要な学生対応について～事例検討から考えてみましょう～）及び1月（授業・業務改善のための情報活用及び共有の方法について）に実施した。

●エビデンス集 資料編

- 【資料 3-2-1】 2020 年度学生便覧
- 【資料 3-2-2】 三つのポリシー<https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/>
- 【資料 3-2-3】 カリキュラムマップ
- 【資料 3-2-4】 2020 年度シラバス
- 【資料 3-2-5】 2020 年度シラバス作成のガイドライン
- 【資料 3-2-6】 2020 年度シラバス作成の留意事項
- 【資料 3-2-7】 子どものためのミュージカル「ぷりてい劇場」

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和元(2019)年度末に見直したカリキュラム・ポリシー、それを視覚化したカリキュラムマップに沿った教育課程を効果的に実践しディプロマ・ポリシーに繋がられるよう保育科内での FD 研修会等を積極的に行い教員同士の協働に取り組む。

専攻科の基礎ゼミナール、学修総まとめ科目である修了研究の実施方法については、学生の主体的・自発的学びが可能となるような改善を目指して検討を続ける。

保育実習準備室(A102)にノートパソコンを置き、学生が自由に使用できるようにしてあり、実習準備等に向けて学生が主体的に学べる環境づくりに取り組む。さらに、個別の学生の特性に応じた支援、特に困難を抱える学生への支援のあり方について研修を深め教員間の意識の統一を図っていくとともに、担任と専門分野の教員との協働を図っていくことが早急に求められる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学ではディプロマ・ポリシーを踏まえた五つの学修成果（自律性、課題発見・社会貢献性・協調性、基礎的汎用的スキル、知識活用）について、学生便覧、大学案内、本学ホームページ等に明示している。【資料 3-3-1】～【資料 3-3-3】

学修効果の点検・評価方法の確立について、平成 30(2018)年度から卒業生に対し「ディプロマ・ポリシー達成度調査」を実施した。この調査は卒業生がディプロマ・ポリシーに掲げる教育目標を達成したかどうかを自己評価するものである。【資料 3-3-4】

1 年生は前期成績表配布直後に、2 年生は後期科目「保育・教職実践演習（幼）」の授業時に、履修カルテによる学修達成状況の自己評価を実施し、その内容を教員が確認している。【資料 3-3-5】

学生のほとんど全員が卒業と同時に幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得している。卒業後の進路についてはクラス担任が一人ひとりの学生の進路希望を把握し、その希望に沿って丁寧に進路指導を行っている。就職状況については教員の間で情報を共有するとともに毎月の教授会に就職決定状況が報告されている。就職先の企業アンケートは行っていないが、卒業後半年以内（翌年度の前期中）に専門職として就職した全就職先（公立施設及び道外を除く）を訪問している。これにより卒業生の勤務状況について把握するとともに、保育現場の学科に対する意見・要望を聞き取り、教育目的の達成状況の点検・評価、学科の教育内容の改善に役立てている。就職先訪問の結果をより効果的に把握するために、訪問結果を学科専任教員が共有できるファイルに入力し、学科会議において定期的な報告を行っている。【資料 3-3-6】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

「ディプロマ・ポリシー達成度調査」の集計結果は公開し、教職員は分析に使用しています。

教育目的の達成状況の点検のため各学期末に授業アンケートを実施し、その結果を基に「授業改善計画書」を作成し改善に反映させているとともに、取りまとめたものを図書館で学生にも公開している。また、平成 29(2017)年度から、授業内の課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの内容をシラバスに記載している。【資料 3-3-7】【資料 3-3-8】

●エビデンス集 資料編

【資料 3-3-1】 2020 年度学生便覧

【資料 3-3-2】 2020 大学案内

【資料 3-3-3】 三つのポリシー<https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/>

【資料 3-3-4】 ディプロマ・ポリシー達成度調査 2020 集計結果

【資料 3-3-5】 札幌大谷大学短期大学部教職課程履修カルテ

【資料 3-3-6】 2018 年度卒業生就職先一覧

【資料 3-3-7】 2019 年度授業アンケート質問用紙と授業アンケート結果（見本）

【資料 3-3-8】 2019 年度前期授業改善計画書（見本）

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

「ディプロマ・ポリシー達成度調査」について本格的な分析作業は未遂の状態にあるが、今後検証していく。

履修カルテによる指導及び授業アンケートを今後も継続的に行うとともに、フィードバックがより効果的に行われるよう改善していく。さらに、保育現場へのアンケート調査の実施についても検討を行う。

【基準3の自己評価】

本学では、本学の使命・目的に基づいて教育目的を定め、これに沿って、単位認定及び卒業修了認定の方針を定め、公正に運用している。本学の教育課程は、保育者養成課程としての基本的な内容を備え、かつ現在の社会・学生の状況に応じて工夫された充実した内容であり、カリキュラム・ポリシーに基づく体系的な編成がなされている。教授方法については、「授業アンケート」により、教員が作成する「授業改善報告書」に基づいて授業改善が行われることで、フィードバックが有効に機能している。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定における学長のリーダーシップについては、「合同教授会」及び「大学協議会」において議長を務めているほか、教授会の下に設置される委員会のうち、極めて重要と位置付けされる「自己点検・評価委員会」及び「入試委員会」については、学長自らが委員長を務め、リーダーシップを発揮している。【資料 4-1-1】～【資料 4-1-5】

日常的な事務処理の決裁においても、多くの処理が学長の決裁事項となっており、大学全体を掌握する責任体制が取られ、適切なリーダーシップが発揮されている。

学長の補佐体制として、教学面においては、短期大学部長及び学科長が学長を補佐する体制となっている。学科長規程において学科長の職務として、以下の事項を統理すると定めている。【資料 4-1-6】

■学科長の統理事項（学科長規程から抜粋）

- (1)学科の教育体制の充実に関すること、(2)学科の研究体制の充実に関すること、(3)学科の自己点検・評価に関すること、(4)学科の学生募集に関すること、(5)その他学科の運営に関すること

管理運営については事務局長との連携により業務が執行されている。さらに平成 28(2016)年度には、学長のガバナンスの下で大学運営のシンクタンクとしての役割を担う「運営企画室」を設置した。

なお、副学長については副学長規程を定めており、副学長を置くことができることとしているが、現在は任命していない。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

平成 27(2015)年 4 月の学校教育法改正に伴い、学則を始めとする教授会規程及び関係諸規程を見直し、改正の趣旨に沿って整備した。整備にあたっては、学長のリーダーシップがより発揮できる体制を取ることを留意した。

併設大学との合同教授会に定例開催の機能を持たせたことから、意思決定のプロセスにおいて、全学的な意見を学長が集約できる体制となり、学長が最終的な意思決定をするにあたり、より適切な判断ができる仕組みとした。

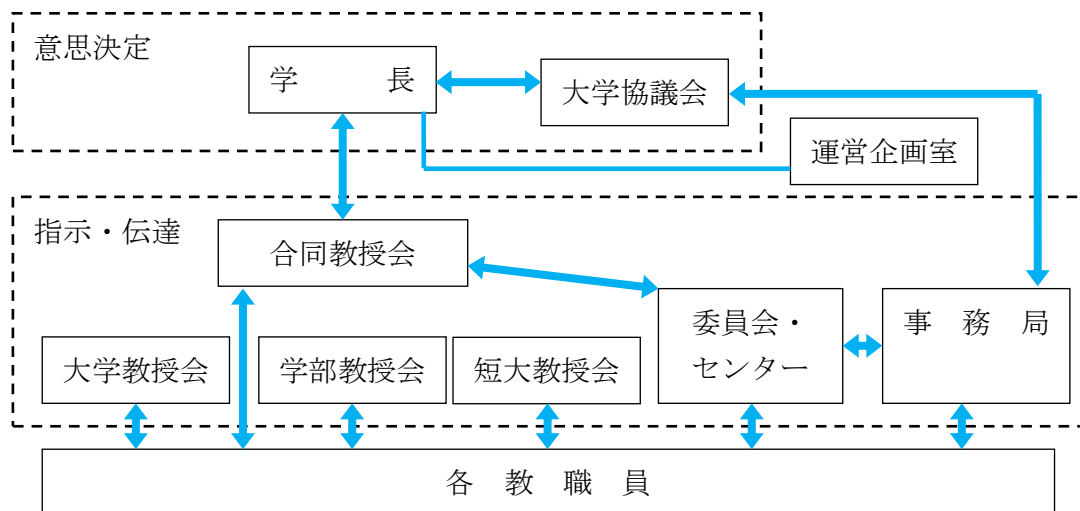
教授会運営においては、「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部合同教授会内規」により、原則として併設大学の教授会と合同で開催することとし、必要に応じて短期大学のみ
の教授会を開催することとしている。「合同教授会」は、学則及び教授会の意見を聴くこと
が必要なものとして学長が定める事項を審議するほか、教授会の下に設置された各種委員
会での協議事項等についての報告がなされ、短期大学と大学の一体運営に強く寄与してい
る。

教育・研究・厚生補導に係る管理・運営等の円滑化を図るため、「札幌大谷大学・札幌大
谷大学短期大学部各種委員会及びセンター内規」第1条により、短期大学部教授会・学部
教授会の下に、次に掲げる共通の各種委員会を組織している。

- (1)自己点検・評価委員会、(2)FD委員会、(3)入試委員会、(4)学生支援委員会、(5)図書
委員会、(6)情報環境委員会、(7)入学支援センター、(8)学修支援センター、(9)キャリア
支援センター、(10)社会連携センター、(11)子育て支援センター

大学の意思決定のプロセスにおいて、教育研究に関する全学的な基本方針及び重要事項
を審議するため、「大学協議会」を設置している。「大学協議会」は、学長、学部長、学科
長、短期大学部長、短期大学の学科長、主要な委員会の委員長、主要なセンターのセンタ
ー長、事務局長、運営企画室長、事務局の各課長が加わり、「合同教授会」で審議される事
項について事前に審議し、また、「合同教授会」の議案についての事前確認を行うことで、
全学的な基本方針を明確にする機能を担っている。

【図 4-4-1 大学の意思決定のプロセス】



学長が決定するにあたり教授会に意見を聴くことが必要な事項は、(1)学生の入学、卒業
及び課程の修了、(2)学位の授与として学則に定め、さらに学長が定める事項として、平成
27(2015)年4月1日に学長裁定として以下のとおり定めた。【資料 4-1-7】

「札幌大谷大学短期大学部学則第41条第2項第3号の規定に基づく
教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める教授会の審議事項」

教授会

- 1 学則の改正に関する事項
- 2 教育研究に係る規定の制定及び改廃に関する事項
- 3 教員の採用及び昇格に関する事項
- 4 教育課程に関する事項
- 5 学生の除籍に関する事項
- 6 特待生に関する事項
- 7 東本願寺奨学金に関する事項
- 8 学費の減免に関する事項
- 9 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- 10 科目等履修生に関する事項
- 11 自己点検・評価に関する事項
- 12 事業計画及び報告に関する事項
- 13 教育研究に係る予算に関する事項
- 14 教育研究に係る連携協定の締結に関する事項
- 15 その他教育研究に関する重要な事項

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの中核を担っているのは大学協議会である。大学協議会の構成員は学長、学部長、学科長、短期大学部長、短期大学の学科長、主要な委員会の委員長、主要なセンターのセンター長、事務局長、運営企画室長、事務局の各課長となっており、教員と事務職員がバランス良く加わっている。日常的な教学プログラムの企画・立案・実行は各種委員会であり、これらの組織には明確な役割が与えられているとともに教員のほかに事務職員が必ず加わる構成となっている。

事務職員が所属する事務局におけるラインの関係によるコンプライアンスと、各種委員会における事務職員と教員とのスタッフの関係による教職協働が、学長のガバナンスの下で融合することで教学マネジメントが機能している。

●エビデンス集 資料編

【資料 4-1-1】札幌大谷大学短期大学部教授会規程

【資料 4-1-2】札幌大谷大学・札幌大谷短期大学 合同教授会内規

【資料 4-1-3】札幌大谷大学 大学協議会規程

【資料 4-1-4】札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 各種委員会及びセンター内規

【資料 4-1-5】2020 年度各種センター及び委員会名簿

【資料 4-1-7】札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部学科長規程

【資料 4-1-9】札幌大谷大学短期大学部学則第 41 条第 2 項第 3 号の規定に基づく
教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める教授会の
審議事項

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学マネジメントにおける個々の取組みについては、本学においても機能しているものと捉えられるが、「教学マネジメント指針」（令和 2(2020)年 1 月 22 日 大学分科会）に基づいた体制の確立という観点では不十分と言わざるを得ない。したがって令和 2(2020)年度には、大学協議会を中心として、内部質保証体制の確立と併せて本学独自の教学マネジメントの確立をめざす。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の専任教員数は 13 人であり、短期大学設置基準上の必要専任教員数を満たしている。それぞれの専門性に応じて教育課程運営に支障が出ないように留意しつつ過不足なく教員が確保され、適切に配置されている。

専任教員の年齢構成は、60 歳以上の教員が 5 人、50 歳代が 2 人、40 歳代が 1 人、30 歳代が 4 人、20 歳代が 1 人、平均では 50.3 歳であり、全学的には高年齢層が若干多い状況ではあるが、バランスはとれている。

専任教員の採用・昇任については短期大学設置基準に則って行ってきたが、採用・昇格に関する基準の明確化を図るため、平成 28(2016)年度に「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程」を再整備した。【資料 4-2-1】

専任教員の採用については、学長が指名した委員による「選考委員会」が公募条件を定めて教授会へ報告するとともに本学ホームページ等で公募を行い、応募者の中から書類審査（経歴、研究業績等）及び面接等を経て採用候補者を選考し、大学協議会及び教授会の意見を聞いたうえで学長が理事長へ上申し、理事会の議を経て理事長が採用を決定している。このような選考過程を経て平成 28(2016)年度には 1 人、平成 29(2017)年度には 2 人、平成 30(2018)年度はなし、令和元(2019)年度には 1 人、令和 2(2020)年度には 3 人の専任教員を採用して教育内容の充実と変化への対応を実現している。

昇任については、学科長の推薦に基づき学長が指名した委員による「審査委員会」が履歴書、業績調書及び面接等により昇格候補者に対する審査を行い、大学協議会及び教授会の意見を聞いたうえで学長が理事長へ報告し、理事会の議を経て理事長が昇格を決定している。このような審査過程を経て平成 28(2016)年度には准教授への昇格が 1 人、令和 2(2020)年度には准教授への昇格が 1 人で、専任教員のモチベーションの向上に有効なものとなっている。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学における FD 活動は FD 委員会が責任を持って実施している。令和元(2019)年度の FD 研修は、①授業改善 ②初年次教育ワークショップによる開発 ③大学改革の三つの柱に沿って平成 30(2018)年度末に全教職員を対象に希望調査を実施し、研修内容を決定した。【資料 4-2-2】

・第 1 回 (平成 31(2019)年 4 月 6 日 (土))

専任教員及び非常勤教員を対象に実施した。

主な内容：第一部の全体会で、①学長による経営・教育方針の説明 ②教務教職委員長から履修等規程に関する説明 ③学生支援委員長からハラスメントに関する注意 ④ FD 委員長から年間の FD 研修の説明と授業アンケートへの協力要請などが行われた。

その後、第二部では各学科及び担当科目分野ごとの分科会に分かれ、教育実践に関する情報交換が行われた。参加者は専任教員については全員出席であった。

・第 2 回 (令和元(2019)年 6 月 26 日 (水))

全学の教職員を対象に実施した。

テーマ：「札幌大谷大学が生き残るための選択」

講師：大正大学人間学部教育人間学科教授 山本雅淑 (やまもとまさよし) 氏

主な内容：社会経済的格差の拡大、少子化の急速な進展、大学進学率の上昇という課題を抱える中で、地方小規模私立大学に求められる役割は何かについて、日本の高等教育政策の動向を詳細に解説され、具体的に本学の財務状況を分析する中で、これから取りうる選択肢は何かについて検討した。また、後半のワークショップでは、本学が社会において存在価値のある高等教育機関として、地域から求められる存在となるための具体的な方策についてワークショップ形式で議論した。

・第 3 回 (令和元(2019)年 9 月 2 日 (月))

全学の教職員を対象に実施した。

テーマ：「配慮の必要な学生対応について 事例検討から考えてみましょう～」

講師：佐藤 淳子 (学生相談室相談員・公認心理師)

主な内容：発達障害や発達障害に準ずる課題を有する学生に対する合理的配慮の必要性及びその配慮の方法と、そのための手順について本学に非常勤として勤務するカウンセラーによる講演と事例紹介により、学生支援の必要性とその具体的な方法について理解を深めた。なお、この研修会は学生相談室運営委員会と共催で実施した。

・第 4 回 (令和 2(2020)年 1 月 29 日 (水))

全学の教職員を対象に実施した。

テーマ：「授業・業務改善のための情報活用及び共有の方法について：グーグルアプリ [以下 GA (google application) と記載] を使ってみよう！」

講師：芸術学部美術学科准教授 小町谷 圭・島名 毅

主な内容：学生の学びに関するさまざまな情報や教育活動・研究活動・事務的な業務の内容に関わるデータをストレスなく活用し共有する方法について取り上げ、その一つの手段として、本学が登録している GA (無料で使用可能) の使い方について理解し、本学の

業務改善を図り、質の高い学びやサービスを提供することをめざした。第一部は、グーグルアプリとは何か、何ができるのかについて簡単にレクチャーし、実際に活用している事例について紹介し、参加者全員で体験した。第二部は、GA の機能を使って、その活用方法について GA のドキュメント共有機能を用いて議論した。

●エビデンス集 資料編

【資料 4-2-1】札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程

【資料 4-2-2】FD 委員会案内等

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置については、概ね適切に機能していると考えますが、今後は、非常勤教員の採用についても公募を原則とするなど、多様で有用な人材の確保に努めることとする。

FD 活動の課題については以下のとおりである。

① 参加者数の拡大

4 月の研修会については、専任教員の出席率は 100%であったが、それ以外の会では 50%程度の参加者にとどまっていた。

今後は、実施時期や研修内容の工夫を図り、参加者数がさらに拡大するように努める。

② 研修内容を実際の業務に活かすための方策

研修で扱ったテーマは、参加者アンケートなどから実際の業務遂行に参考になるものであった。しかしながら、現実に業務改善に至っていないことが多く、実務レベルでの改革が必要である。今後は、関連する委員会などと連携し、実際の業務改善に繋がるような議論やワークショップを中心とした形式のものを導入するなど一層の工夫を図る。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

事務職員の資質・能力向上の機会として、学内研修、合同研修、学外研修、自己点検評価、職員キャリアアップ助成を実施している。

独自の学内研修としては、採用直後に行う初任者研修に加えて実務研修会を定期的に実施している。

平成 27(2015)年度からは、札幌保健医療大学と「職員の資質向上に係る連携協力に関する協定書」を締結し、合同研修を実施している。【資料 4-3-1】

学外研修としては、①日本私立大学協会北海道支部が実施する「階層別研修」として初任者、中堅実務者、中堅指導者及び課長職の各研修会、「職能別研究協議」として教務、就職指導、入試、大学経理、学生生活指導、総務の各研究協議会、②北海道地区 FD・SD 推進協議会主催の北海道地区大学 SD 研修「大学職員セミナー」、③大学行政管理学会の北海道地区研究会や中堅・若手職員勉強会、④真宗大谷派の学校連合会が主催する事務職員研修会へ職員を派遣して研修の実績を積み重ねている。【資料 4-3-2】

本学の建学の精神に基づき、日々の教育活動・学園運営に従事する事務職員の意識向上と自己研鑽のため、自らが日々の職務に対する点検を行い、所属部署の上席者の評価とあわせて担当業務を完遂し、よりよい業務実績をあげることができるよう、業務目標達成管理制度である事務職員の自己点検評価を実施している。【資料 4-3-3】

研究費の予算措置は専任教員に限られていることから、事務職員の自己啓発を促進するため、学会費、研修会費、旅費交通費、書籍購入など、幅広い自己啓発活動に利用できる職員キャリアアップ助成制度を平成 28(2016)年度から設けた。初年度は 28.3%の職員が利用し、更なる利用の促進を図っている。【資料 4-3-4】

全職員を対象とした SD 研修は、4-2-②の FD 研修会のうち、第 2 回から第 4 回までは FD・SD 研修会として実施した。

●エビデンス集 資料編

【資料 4-3-1】 札幌保健医療大学と札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部との職員の資質向上に係る連携協力に関する協定書

【資料 4-3-2】 学外研修会一覧表

【資料 4-3-3】 業務目標設定・評価シート

【資料 4-3-4】 職員キャリアアップ助成関係資料

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力向上への取組みについては「スタッフ・ディベロップメント規程」を改正し、これまでの実績をベースとして、全教職員に大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために必要な知識及び技能を習得させ、並びに能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるほか、必要な取組みを行うこととする。

業務目標達成管理制度である事務職員の自己点検評価については更なる改善を図り、将来的には人事考課制度の導入を視野に入れて検討を継続する。

職員キャリアアップ助成制度については、利用の促進とあわせて制度の充実を図っていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

特別任用を除く全ての専任教員には個室の研究室が用意されているとともに専門業務型裁量労働制を適用していることから、教員個々が自由に研究時間を確保することができおり、有効かつ適切な研究環境を備えている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「学術研究活動における行動規範」及び「研究倫理委員会規程」を整備して基本的な研究倫理の確立と適正な運用を行っている。また、学生に対しても研究倫理に関する教育を実施している。【資料 4-4-1】 【資料 4-4-2】

また、競争的資金の使用については、行動規範、不正防止対策、取扱要領、監査要領などを規程として定めて厳正に運用している。【資料 4-4-3】～【資料 4-4-9】

さらに、全教員を対象として研究倫理に関する研修会を開催し、意識付けを定期的に行っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「研究費取り扱い内規」で規程を見直し、専任教員には年間 20 万円、特別任用専任教員には年間 10 万円の研究費を予算措置するとともに学長裁量による特別加算研究費制度を設けている。【資料 4-4-10】

特別加算研究費は申請・採択方式で行い、総額は平成 30(2018)年度は約 77 万円、令和元(2019)年度は約 100 万円であり、物的支援にも活用されている。【資料 4-4-11】

さらに科学研究費補助金の獲得を奨励し、事務局が情報提供するとともに使用に関しては全面的にサポートしている。また、その他の外部資金による研究費獲得のための情報提供も積極的に行っている。【資料 4-4-12】

●エビデンス集 資料編

【資料 4-4-1】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学術研究活動における行動規範

【資料 4-4-2】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 研究倫理委員会規程

【資料 4-4-3】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等の取扱いに関する規程

【資料 4-4-4】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等の使用に関

する行動規範

- 【資料 4-4-5】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等における不正防止対策の基本方針
- 【資料 4-4-6】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等における不正防止計画
- 【資料 4-4-7】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等における不正等の防止・対策に関する実施内規
- 【資料 4-4-8】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等の取扱要領
- 【資料 4-4-9】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等に関する監査要領
- 【資料 4-4-10】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 研究費取り扱い内規
- 【資料 4-4-11】 2019 年度 特別加算研究費の応募結果
- 【資料 4-4-12】 FD 研修会（科研費獲得講座）につきまして

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援に関する基本的な体制は概ね整備されているものと考えているが、一つひとつの項目について更なるグレードアップが必要であり、全学的な研究意識の向上を図るための施策を検討する。また、外部資金獲得のためには事務職員の資質向上が求められており、担当者の育成に注力する。

【基準 4 の自己評価】

小規模大学ならではの強みと弱みを併せ持つ本学としては、学長が適切にリーダーシップを発揮して教学マネジメントの確立に向けて努力しているところである。教職協働を図るための組織改革も実行しており、個人の職能開発がさらに進展することによって大学の諸活動の成果を高めるものと確信している。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である「学校法人札幌大谷学園」は、「寄附行為」、「寄附行為施行細則」、「寄附行為実施規則」の各規程に基づき、経営の規律を保持している。【資料 5-1-1】～【資料 5-1-3】

運営面においては、「理事会会議規則」、「監事監査規則」、「常務理事設置規則」、「常務会設置規則」、「運営・諮問会議規則」、「内部監査規程」、「内部通報等に関する規則」の各規程に基づき適正に運営されており、高等教育機関としての社会的責務を果たすべく誠実性を維持している。【資料 5-1-4】～【資料 5-1-10】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園の目的は寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法、学校教育法並びに私立学校法に従い、且つ宗祖親鸞聖人が開頭された本願念仏の大道による仏法と人を重んずる宗教々育を基調とし、自他尊重の社会人、国際人の養成及び幼児保育を行い心身豊かな人材を育成することを目的とする。」としており、「建学の精神」の具現化と目的を果たすべく、経営・管理組織機能の充実を図っている。【資料 5-1-1】

経営・管理組織は「理事会」、理事会の諮問機関としての「評議員会」、理事長、常務理事、学長、校長及び法人本部長で構成される常勤の理事による理事会付託事項等の審議機関である「常務会」を設置しており、毎年度の「事業計画」及び「中長期資金計画」はこれらの会議において協議を重ねて策定され、計画に基づく業務遂行により、目的実現に向けて継続的に努力している。

平成 27(2015)年 4 月には、平成 27(2015)年から令和元(2019)年までの 5 カ年にわたる「札幌大谷学園ランドデザイン」を制定して、地域社会に対する基本となる行動指針を掲げて学園運営を行っている。その後、令和 2(2020)年 4 月には、令和 2(2020)年から令和 6(2024)年までの 5 カ年にわたる新たなランドデザインを制定した。【資料 5-1-11】

本学園設立に至った関係団体である「真宗大谷派」、「真宗大谷派北海道教区大谷学園委員会」及び「北海道大谷学園連合会」との緊密な連携を保持するため、理事の要件、理事の選任、常勤理事の選任、理事長の資格要件、監事の選任、学長の資格要件及び学長の任免について「寄附行為施行細則」に詳細に規定していることは、学園創設の建学の精神を堅持する意思の表れである。【資料 5-1-2】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮について、クリーンで快適な学修・研究環境の整備・充実を図ることを目指して、キャンパスの利用のマナーやルールを明確にし、学内の美化に努め、ごみの分別の徹底・エネルギーの節約などに取組むこととして「クリーン・エコキャンパス」を宣言し、パンフレットの配布及びポスターの掲示で周知している。さらに、ごみの排出量及び電気消費量については、月毎の目標値を設定し、達成状況を掲示することで成果の見える化を図っている。【資料 5-1-12】

人権への配慮について、関係法令に則り各種ハラスメントの防止及び個人情報の保護、労働関係の諸規程の整備により行われている。とくにハラスメント対策では、FD 活動の一環として兼任教員を含む全教員を対象とした FD 研修会で、ハラスメント防止等の規程の解説及び注意喚起を行っている。【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】

安全への配慮について、「危機管理規程」を定めているほか、本学園に設置している衛生委員会が、平成 26(2014)年 10 月に「札幌大谷学園安全衛生・危機管理マニュアル」を策定し、携帯可能なポケット版を全教職員に配布し、けがや災害の予防策から緊急時の対応について、周知している。【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】

火災等の災害対策として「学校法人札幌大谷学園消防計画」を策定し、職員が主体の消防訓練（初動、通報連絡、消化訓練等）を実施しているとともに平成 25(2013)年度からは全学生を対象とした避難訓練を実施している。また、4 人の職員が「防火管理者の証」の交付を受けており、定期的に講習会・研修会等に参加している。【資料 5-1-17】

防犯対策として、出入口に防犯カメラを設置しているほか、正面玄関からの外来者は警備室窓口で警備員が対応し、外来者は来校証を付けることとし、不審者の侵入を防いでいる。警備は専門業者に委託しており、派遣される警備員は専門の講習を受講済みである。

通学時の変質者等への防犯対策としては、所轄警察署と連絡を取りながら学内掲示・放送等を通じ学生に対する警告・周知に努めているとともに、本学園の管理人が定期的に巡回警備に当たっている。

応急手当に対する対応として、AED を学内 5 カ所に設置して「札幌大谷学園安全衛生・危機管理マニュアル」で AED の設置場所及び使用方法を周知している。平成 27(2015)年 9 月に教職員及び学生を対象とした「AED・普通救命講習会」を開催して約 50 人が受講し、今後も隔年で実施することとしている。

さらに、令和元(2019)年度には北海道で初の防災士養成研修実施法人として、認定特定非営利活動法人「日本防災士機構」から認証され、8 月 31 日（土）、9 月 1 日（日）の 2 日間「防災士養成講座」を開講し、一般人、学生等 50 人の受講者に交じって 7 人の職員が受講し、講義終了後に実施された防災士資格取得試験に合格して防災士となり、学園内の防災教育の中核となっている。

「新型コロナウイルス感染症への対応」について学園として新年度教育活動の開始時期、園児・生徒・学生対応、保護者対応（授業料納付と授業開講）等、常務会及び戦略会議で協議・検討し、「学校法人札幌大谷学園危機管理規程」に基づき、「学園危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）」を令和 2(2020)年 4 月に設置した。

対策本部は、構成員を常務会及び戦略会議の構成員として、常務会・戦略会議時に協議・対処・対応し、必要に応じて各部門の管理職・事務職員等を加えることとし、「新型コロナ

ウイルス感染症への対応について（基本原則）」及び「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン【レベル別各部門行動基準】」を協議・決定し、本学ホームページ等を利用して公表した。【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】

特に、「新型コロナウイルス感染症への対応について（基本原則）」は、本学園の建学の精神に基づき次の3点を原則として対応することとした。

1. 園児・生徒・学生、教職員の命を守ることを第一義とします。
命を守る取組みとして、学園危機管理対策本部において、各所属部門と連携を密にして、学園全体の感染予防に対処します。
2. 感染は誰にでも起こりうることを前提に、感染者の立場に立った対応をします。
園児・生徒・学生、教職員は健康状態を隠さずに安心して申告してください。感染したからといって自己責任であるとか、責められるのではないかなどと危惧する必要はありません。感染者の人権を全力で守ることを宣言します。
3. 学園内の情報共有を行い、意思決定過程を明確にします。
学園内の情報共有を図るための仕組みを構築し、現場の状況を踏まえた判断ができるよう意思決定過程を明確化します。

また、「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン [レベル別各部門行動基準]」は、各部門（大学・短大、中学・高校、幼稚園）において新型コロナウイルス感染症への対応を行い、対策本部で活動レベルを統括した。【表 5-1-1】

【表 5-1-1 「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン [レベル別各部門行動基準]」における期間別のレベル別行動基準の推移】

期 間	レベル別行動基準
4 月 ～ 5 月 6 日	レベル 4 全面制限
5 月 7 日 ～ 5 月 31 日	レベル 4 全面制限(継続)
6 月 1 日 ～ 6 月 7 日	レベル 3 一部制限
6 月 8 日 ～ 6 月 30 日	レベル 2 選別
7 月 1 日 ～ 当分の間	レベル 2 選別(継続)

つづいて大学・短大部門では、対策本部の下部組織である「大学・短大対策本部」を設置した。【資料 5-1-20】

大学・短大対策本部は、本部長を学長とした、各学部長・学科長、事務局長、各センター長、各委員長、事務局を構成員とし、学習支援領域として責任者を学修支援センター長、学生支援領域として責任者を学生支援委員長とした。4月の大学協議会及び合同教授会を経て大学・短大の前期授業開始日を5月7日とし、「新型コロナウイルス感染対応マニュアル」をはじめとした各種文書を協議・決定し、本学ホームページ等を利用して公表した。

【資料 5-1-21】【資料 5-1-22】

しかし、その最中、ゴールデンウィーク期間中の5月4日、本学学生から新型コロナウ

イルス感染陽性と診断されたとの連絡を受け、ただちに対策本部及び大学・短大対策本部を本部長と学長の指示のもと、情報共有に努め、管轄の保健所への報告そして指導を受けた。

保健所指導により学生対応した事務職員から濃厚接触者と健康観察者各1人が判定され、それぞれ2週間の自宅待機となった。

大学・短大対策本部では、対象となった学生及び職員から感染が疑われる期間中の学内行動範囲を電話等で聞き取り調査し、保健所への報告そして指導のもと、5月5日に対象者の学内の行動範囲である学生玄関から事務局までの経路等を専門業者による除菌作業を実施した。

また、本学の学生の感染及びその後の本学の対応については、本学ホームページ等で公表し、社会的情報公開を実施した。

これらのことは今後も起こりうる事象であり、対策本部及び大学・短大対策本部での迅速な意思決定及び行動により、本学園の「新型コロナウイルス感染症への対応について（基本原則）」の具現化に繋がり、保健所の許可のもと、無事遅滞することなく7日から授業を開始することとなった。

対象学生もその後、さいわい重篤化せずに回復後に退院し通常生活に戻り、職員も特に発症することもなく、通常業務に戻っている。

専門業者による学生玄関の除菌作業の様子



●エビデンス集 資料編

- 【資料 5-1-1】 学校法人札幌大谷学園 寄附行為
- 【資料 5-1-2】 学校法人札幌大谷学園 寄附行為施行細則
- 【資料 5-1-3】 学校法人札幌大谷学園 寄附行為実施規則
- 【資料 5-1-4】 学校法人札幌大谷学園 理事会会議規則
- 【資料 5-1-5】 学校法人札幌大谷学園 監事監査規則
- 【資料 5-1-6】 学校法人札幌大谷学園 常務理事設置規則
- 【資料 5-1-7】 学校法人札幌大谷学園 常務会設置規則
- 【資料 5-1-8】 札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部 運営・諮問会議規則
- 【資料 5-1-9】 学校法人札幌大谷学園 内部監査規程
- 【資料 5-1-10】 学校法人札幌大谷学園 内部通報等に関する規則
- 【資料 5-1-11】 学校法人札幌大谷学園 グランドデザイン
- 【資料 5-1-12】 Otani Clean Eco Campus
- 【資料 5-1-13】 学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料 5-1-14】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ハラスメントに関するガイドライン
- 【資料 5-1-15】 学校法人札幌大谷学園 危機管理規程
- 【資料 5-1-16】 札幌大谷学園 安全衛生・危機管理マニュアル
- 【資料 5-1-17】 札幌大谷学園 消防計画書
- 【資料 5-1-18】 新型コロナウイルス感染症への対応について（基本原則）
- 【資料 5-1-19】 新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン [レベル別各部門行動基準]

【資料 5-1-20】新型コロナウイルス感染症大学・短大対策本部 体制図

【資料 5-1-21】新型コロナウイルス感染対応マニュアル 4/13 版

【資料 5-1-22】前期授業開始日案内

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

公共性の高い学校法人としての社会的使命を果たすべく、経営の規律は保持しているが、少子化が進むなか、高等教育機関としての役割は変化を遂げなければならず、今後はより一層社会的ニーズを迅速に捉え、対応していく必要がある。これらの変化に対応していくにあたり、経営の規律と誠実性を堅持しつつ、質保証のための関連法令等の遵守と関係諸規程の点検・整備を進めていくことをはじめ、本学のステークホルダーとの関係性を確認し、CSR（Corporate Social Responsibility）への取組みについて検討を進めていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は「寄附行為」及び関係規程・規則により、最高意思決定機関としての体制整備がなされている。理事会の開催状況は令和元(2019)年度の実績で年 9 回開催、過去 3 年間の平均開催回数は 8.7 回（平成 30(2018)年度 8 回、平成 29(2017)年度 9 回の 3 カ年計 26 回）であり、意思決定機関として十分な機能を果たしている。令和元(2019)年度中に開催した理事会の出席率は 89.6%、書面による表決を含む出席率は 97.4%で、良好な出席状況の下で適切に運営している。【資料 5-2-1】

【表 5-2-1 理事会開催及び出席状況】

開催回数	開催年月日	現員（人） ※定員11人	出席状況		監事の出席 状況（人） ※定員2人
			出席 （人）	意思表示 出席 （人）	
第 1 回	令和元年 5月30日	11	8	3	2
第 2 回	令和元年 5月31日	11	8	3	1
第 3 回	令和元年 9月30日	10	7	3	1
第 4 回	令和元年9月30日	10	7	3	1
第 5 回	令和元年11月29日	11	10	1	2
第 6 回	令和元年 12月26日	11	11	0	2
第 7 回	令和2年 2月10日	11	10	1	2

第8回	令和2年2月28日	10	8	2	1
第9回	令和2年3月27日	11	11	0	1

理事及び監事の選任については、「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」に則り、適切に選考している。【資料 5-2-2】

【表 5-2-2 理事及び監事の選任方法】

理 事 (11人)	1号理事	真宗大谷派北海道教務所長の職にある者、又は真宗大谷派北海道教務所長が真宗大谷派北海道教会の承認を経て指名した者2人
	2号理事	札幌大谷大学長
	3号理事	札幌大谷高等学校長
	4号理事	法人本部長
	5号理事	評議員のうちから評議員会において選任した者3人
	6号理事	学識経験者のうちから理事会において選任した者3人
監 事 (2人)	この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。	

法人の日常的業務を決定するため「常務会」を設置して月2回の会議を開催し、理事会から付託された事項等について審議し、決定事項は理事会に報告されており、迅速な意思決定がなされているとともに、日常業務についても滞りなく実施の決定ができる体制が整っている。【資料 5-2-3】

●エビデンス集 資料編

【資料 5-2-1】 2019 年度理事会開催状況

【資料 5-2-2】 役員名簿

【資料 5-2-3】 2019 年度常務会開催状況

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

戦略的な意思決定ができる組織の体制と機能について、現状を維持しつつ、変化する社会的要請に応えうる組織づくりを常に模索し、理事、評議員、学長等の選任方法の見直しも含めて検討していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

管理運営部門と教学部門との連携は、理事長の諮問機関である「札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部運営・諮問会議（以下、「運営・諮問会議」という。）」を設置している。構成員は理事長、外部理事 2 人、学長、各学部長、各学科長、法人本部長及び事務局長で、隔月で開催し、主に学生募集状況、就職状況、予算執行状況、学園連携についての協議・報告がなされており、管理運営部門と教学部門での意思決定の円滑化が図られている。【資料 5-3-1】

理事長のリーダーシップについては、議長として「理事会」をまとめているとともに、教職員に対しては、新採用者を対象とした「理事長懇談会」、年頭に執り行う「修正会法要（新年を迎えご本尊及び宗祖親鸞聖人を初めとしてお念仏の教えを伝えられた多くの方々に報恩感謝の心をもって新年の挨拶を申しあげ、新たにこの一年を歩むべくお勤めをする会）」、「運営・諮問会議」、全学園の事務職員を対象に毎月 1 回行う「朝礼」における訓示など、教職員に対して本学園の運営方針等を示すことで、リーダーシップを示す機会としている。

ボトムアップについては、理事長から示された本学園の運営方針や本学園のグランドデザイン等を受け、各部門において事業計画が立案されるとともに、日常的業務レベルの案件については書面決議にて上申されている。規程の改正を要する等の重要案件については、関係諸会議の協議を経て、「大学協議会」、「教授会」、「常務会」、「理事会」へと上申される仕組みとなっており、ボトムアップの機能も確立されている。

事務職員関係では、法人本部と本学園が設置する各設置校の事務局との連携を図るため、法人本部長、大学・短期大学事務局長（兼 法人本部次長）、高等学校事務局長（兼 法人本部次長）及び各課長で構成される「学園連携会議」を月 1 回開催して学園全体の意思疎通を図っているほか、大学・短期大学事務局の課長職の連絡会議として「課長連絡会」を月 2 回開催して、業務遂行上の意思疎通が保たれている。

これらの会議において、理事会及び教授会等の審議事項等について事前に協議される機会が設けられていることから、意思決定のプロセスにおいて各管理運営機関と各部門とのコミュニケーションが図られている。

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園の相互チェック機能として、監事の監査業務が挙げられる。監事の選任にあたっては、私立学校法に則り本学園「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」に選任要件を定めている。監事による監査業務は「学校法人札幌大谷学園監事監査規則」によって詳細に定められており、本規則に則り適正に実施されている。また、監査業務の充実を図るため、原則として週 1 回の監査業務に加え、常勤理事及び所属長との面談や、理事会、評議員会及び「常務会」への出席等、監事が学園の業務状況を把握できる体制が守られている。さらに、監査業務を支援する環境整備として、専用の監事室を設けている。【資料 5-3-2】

【資料 5-3-3】

監事の理事会への出席状況は、「5-2 理事会の機能」の「表 5-2-1 理事会開催及び出席状況」、評議員会への出席状況は以下の「表 5-3-1 評議員会開催及び出席状況」に示すとおりであり、会議で意見を述べるなど適切な監査機能を果たしている。

枢要事項に関する諮問機関である「評議員会」は年に4回開催している。令和元(2019)年度中に開催した評議員会の出席率は68.5%、書面による表決を含む出席率は97.8%で、求められる機能を果たしている。【資料 5-3-4】

【表 5-3-1 評議員会開催及び出席状況】

開催回数	開催年月日	現員(人) ※定員23人	出席状況		監事の出席 状況(人) ※定員2人
			出席 (人)	意思表示 出席 (人)	
第1回	令和元年 5月31日	23	17	6	2
第2回	令和元年 9月30日	23	15	8	1
第3回	令和元年 12月25日	21	17	4	2
第4回	令和2年 3月26日	23	16	7	2

評議員の選任については、「寄附行為」に規定されており、適切に選考している。【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】

【表 5-3-2 評議員の選任方法】

評議員 (23人)	1号評議員	この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者8人
	2号評議員	真宗大谷派北海道教区の宗門関係者のうちから理事会において選任した者4人
	3号評議員	この法人の設置する学校を卒業した者で、年令25年以上のものうちから、理事会において選任した者3人
	4号評議員	この法人の設置する学校の在学者の父母又は保護者のうちから、理事会において選任した者2人
	5号評議員	学識経験者のうちから、理事会において選任した者6人

本学園の業務全般について、誤謬、脱漏を防止するとともに業務の適正化及び効率化並びに教職員の意識向上を図ることを目的として、平成23(2011)年度に法人本部に内部監査室を設置した。内部監査の実施については「学校法人札幌大谷学園内部監査規程」によって定めており、令和元(2019)年度には、大学・短大事務局入試広報課の業務監査及び会計監査を実施した。内部監査は、法人本部の内部監査室長を中心に各部署から理事長の指名により選出される監査員によって行われ、特定の部署の職員が担当することではないことから、内部監査の実施により、法人及び大学の相互チェック機能を果たしている。また、監査員を務めた職員自身の意識向上にも繋がっており、ガバナンスの機能性を強化する施策として有効に機能している。【資料 5-3-7】

●エビデンス集 資料編

【資料 5-3-1】札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部 運営・諮問会議規則

【資料 5-3-2】 学校法人札幌大谷学園 監事監査規則

【資料 5-3-3】 監査報告書

【資料 5-3-4】 2019 年度評議員会開催状況

【資料 5-3-5】 学校法人札幌大谷学園 寄附行為

【資料 5-3-6】 評議員名簿

【資料 5-3-7】 学校法人札幌大谷学園 内部監査規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学園及び本学の組織構造については、理事会等の管理運営組織は職務権限や統制の階層構造が厳格に定められ、規則に則り、上部からの指示・命令系統による垂直的なピラミッド型の伝達構造をもつ機械的組織（官僚制組織）である一方、教授会等の教学運営組織は職務権限や統制の階層構造や規則が少なく、情報は組織内に均等に分布される水平的なネットワーク型の伝達構造をもつ有機的組織の色合いが強い。今後さらに少子化が進み、学園及び大学運営にとって大きな改革を検討しなければならない状況下においては、この二つの組織構造のバランスを保つことが重要であると考えことから、トップダウンとボトムアップのバランスに常に留意して、組織力を高めるための組織設計を行い、目的達成に向けた機能的な組織運営をめざすこととする。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学・短大を含む本法人の経営状況の抜本的な改善に向けて、「札幌大谷学園グランドデザイン」（平成 27(2015)年 4 月策定）を中心に据え、平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度までの 5 カ年にわたる中期計画として「学校法人札幌大谷学園 経営改善計画」を平成 27(2015)年 9 月に策定した。この経営改善計画には、財務上の数値目標と達成時期を掲げた取組内容を明示しており、計画期間に対応する財務計画を含んでいる。予算についても、経営改善計画に基づいて編成されていた。経営改善計画は、計画で掲げた取組内容ごとに実施状況を理事会で確認したうえで、必要に応じて、計画の見直し等の対応を行い、進捗管理をしていた。

しかしながら、学生生徒の募集状況は計画どおりに好転せず、耐震対応のための施設整備計画の履行中に発生した北海道胆振東部地震（平成 30(2018)年 9 月 6 日）による建物の損壊に対する臨時的措置に対する財政支援が受けられなかったことにより、文部科学省から集中経営指導法人に指定され、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの 5 カ年にわ

たる新たな経営改善計画を策定して、適切な財務運営基盤の確立を目指している。【資料 5-4-1】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財政基盤確立の基礎となる学生数の推移は、【表 5-4-1 過去 5 年間の在籍者数、入学者数、充足率の推移】に示すとおりである。

本学は、定員超過の状態が長く続いており、課程認定における指導を受けて、定員超過の是正を計画的に実行し、令和 2(2020)年度の収容定員充足率は 100%とほぼ是正しているところである。

【表 5-4-1 過去 5 年間の在籍者数、入学者数、充足率の推移】

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保育科	在籍者数	215	211	194	193	200
	収容定員充足率	107.5%	105.5%	97.0%	96.5%	100.0%
	入学者数	109	102	93	101	98
	入学定員充足率	109.0%	102.0%	93.0%	101.0%	98.0%

令和元(2019)年度決算は、法人全体では入学者数増加に伴う学生生徒等納付金収入の増もあり、前年対比で総収入金額は増えたものの、人件費、教育研究費、管理経費等の支出金額も増加し、資金収支計算書上の年度収支差額はマイナス 270,263 千円の計上。

学生生徒納付金収入では人件費を賄えず、事業活動収支計算書での教育活動収支差額はマイナス 400,946 千円、経常収支差額はマイナス 407,503 千円の計上。

外部負債も運用資産（現金預金＋特定資産）を大幅に上回っており、運用資産余裕比率はマイナス 41.7%まで低下、極めて厳しい財務状況となっている。

学校別の状況では、資金収支計算書での「当年度資金収支差額」はマイナス 2,270 千円、事業活動収支計算書では、教育活動収支差額プラス 3,654 千円、経常収支差額プラス 3,043 千円と、プラスは確保しているものの対前年比では大幅に減少している。

令和元(2019)年度に「集中経営指導法人」として文部科学省から対応要請されるなか、財務の健全化のため、令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度の 5 年間の「経営改善計画」を策定し、その実現に取り組む。

「経営改善計画」の財務上の数値目標は、中間目標が令和 4(2022)年度末時点で「教育活動収支差額」の黒字化、最終目標が令和 6(2024)年度末時点で「当年度資金収支差額」の黒字化である。その実現のため、今後、高大連携強化による高校からの大学・短大への学園内進学者数の増加、募集戦略の強化、財務改革戦略（給与体系見直し、各種経費削減計画、学納金に応じた人件費導入の検討等）を重点事項として取り組んでいく。

●エビデンス集 データ編

【表 5-2】事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）

【表 5-3】事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）

【表 5-4】 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）

【表 5-5】 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）

●エビデンス集 資料編

【資料 5-4-1】 学校法人札幌大谷学園 経営改善計画

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

経営改善計画の財務状況の改善に資する主な事項は、次のとおりである。その財務上の数値目標を目標時期までに達成すべく進捗管理を徹底し、取組内容を着実に実行し、財務基盤の安定化を図っていく。

1) 学園内進学者の強化

高大接続強化により、高校から大学・短大への学園内進学者増加を図る。

2) 募集戦略

外部募集戦略、内部募集戦略の立案と実行に取り組む。

3) 財務改革戦略

給与体系見直し、各種削減計画、学納金に応じた人件費導入等の検討に取り組む。

4) 数値目標

令和 4(2022)年度末で「教育活動収支差額」の黒字化を中間目標とし令和 6(2024)年度末で「当年度資金収支差額」の黒字化を最終目標とする。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準に準拠して行っている。会計処理の取扱いにおいて不明な点が生じた場合には、随時、公認会計士に確認し、適切な会計処理を行っている。

会計関係に関する基準や具体的な事務処理は、「学校法人札幌大谷学園 経理規程」、「学校法人札幌大谷学園 経理規程施行細則」、「学校法人札幌大谷学園 資産運用規程」及び「学校法人札幌大谷学園 物件調達・管理規程」に定め、適切な会計処理を徹底している。【資料 5-5-1】～【資料 5-5-4】

購入、発注あるいは支払については、金額に応じた決裁権限者の承認後、予算システム又は会計システムを通じて行われ、相互牽制が徹底されており、不適切な会計処理が生じない業務体制が確立されている。

予算については、経営改善計画に基づいた予算編成方針を示して、各部署の予算申請を

取りまとめて編成し、12月開催の「評議員会」、「理事会」で承認を得ている。

入学者数の確定等により収入及び支出の予算修正の必要が生じた場合には、5月開催の「評議員会」、「理事会」で補正予算案を諮っている。

やむを得ない理由により予算追加の必要が生じた場合、あるいは予算執行状況から決定額が予算額と大きく乖離することが予測される場合は、「評議員会」、「理事会」を開催し補正予算案を諮っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、次のとおり、監事、公認会計士、内部監査室により適正に行われている。

1) 監事による監査

通年で、会計に関する帳簿、書類等の調査により会計監査を実施している。5月には、前事業年度の財務諸表の正確性を検討のうえ、監査意見を記した監査報告を、理事会に上程している。【資料 5-5-5】～【資料 5-5-7】

2) 公認会計士による監査

私立学校振興助成法第14条3項の規定に基づく監査は、14日間前後、1日2人により中間監査及び期末監査を実施している。取引記録である帳簿と証憑等の確認、現金及び預金等資産現物と帳簿残高の照合、負債の網羅性の検証等により行われている。

3) 内部監査室による監査

内部監査は、年度当初に策定した当該年度の監査計画に基づき実施している。平成28(2016)年8月に財務課を監査対象とし業務監査を実施して、会計処理の適正性を確認した。【資料 5-5-8】

●エビデンス集 資料編

- 【資料 5-5-1】 学校法人札幌大谷学園 経理規程
- 【資料 5-5-2】 学校法人札幌大谷学園 経理規程施行細則
- 【資料 5-5-3】 学校法人札幌大谷学園 資産運用規程
- 【資料 5-5-4】 学校法人札幌大谷学園 物件調達・管理規程
- 【資料 5-5-5】 学校法人札幌大谷学園 監事監査規則
- 【資料 5-5-6】 監査報告書
- 【資料 5-5-7】 独立監査人の監査報告書
- 【資料 5-5-8】 学校法人札幌大谷学園 内部監査規程

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

「学校法人会計基準」及び本学の会計関係諸規程により引き続き適正な会計処理を徹底するとともに、監事、公認会計士及び内部監査室による連携を強固にして三様監査の厳正な実施体制を確立し、より一層厳格な会計処理を目指す。

[基準5の自己評価]

経営の規律は、寄附行為及び関係規程・規則に基づき、保持している。運営面においては、法人組織にかかる各規程及び管理運営にかかる各規程に基づき適正に運営されており、高等教育機関としての社会的責務を果たすべく誠実性を維持している。

理事会は寄附行為及び関係規程・規則により最高意思決定機関としての体制整備がなされている。理事会は機動的に開催し、出席状況も良好であり、意思決定機関として十分な機能を果たしている。

大学の意思決定の仕組みは、意思決定組織である「大学協議会」及び「合同教授会」の議長を学長が務めていること、大学の決裁事項の多くが学長となっていることから、学長のリーダーシップが適切に発揮されている。

コミュニケーションとガバナンスは、「運営・諮問会議」（管理運営部門と教学部門）、「学園連携戦略会議」（法人本部と各設置校の事務局）の設置又は開催により、コミュニケーションが図られている。

監事による監査及び内部監査室による内部監査により、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックが図れており、ガバナンスが有効に機能している。

業務執行体制の機能性は、寄附行為にかかる細則・規則及び法人組織にかかる各規程・規則に権限及び組織編成が定められ、業務の効果的な執行体制が確保されているとともに、管理体制も構築され有効に機能している。

財務基盤と収支は、平成 27(2015)年 9 月に策定した中期計画「学校法人札幌大谷学園 経営改善計画」に基づき、財務状況の改善に取り組んできたが、平成 30(2018)年度決算において経営判断指標「C3」となった現状から、計画変更を余儀なくされた。現在、新たな「経営改善計画」を策定し、令和 4(2022)年度に「教育活動収支差額」の黒字化、令和 6(2024)年度に「当年度資金収支差額」の黒字化を目標に取り組んでいる。

会計は、学校法人会計基準に準拠し、適切な会計処理を徹底しているとともに、監事、公認会計士、内部監査室による厳正な監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、大学運営における自己点検・評価の重要性を認識し、自己点検・評価活動に取り組んでおり、学則第 2 条第 1 項に基づき、本学の教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行うことを目的として、大学と短期大学部の合同による「自己点検・評価委員会」を設置している。この委員会は「自己点検・評価委員会規程」に則り、学長を委員長とし、大学自己評価担当者及び短大自己評価担当者、各学部長、各学科長、各種委員会委員長及び委員長補佐、大学・短期大学部事務局長、事務担当主管課職員、運営企画室長を構成員としている。「自己点検・評価委員会」は、学長のリーダーシップの下、管理職をはじめ、本学が設置する各種委員会の全委員長が本学の現状及び今後の課題等について共通認識を持ち、本学の使命・目的及び教育目的達成に向けて、自己点検・評価活動のできる体制を整えている。【資料 6-1-1】～【資料 6-1-3】

さらに、自己点検・評価の結果をもとにした自己改善により、三つのポリシーを起点とする教育研究活動及び中長期的な計画を踏まえた大学運営全般の質を保証することを目的として、令和元(2019)年に内部質保証に関する全学的な方針を明示した「内部質保証方針」を定めている。【資料 6-1-4】

内部質保証のための恒常的な組織体制の整備については、学長、学部長、学科長、短期大学部長、短期大学の学科長、主要な委員会の委員長、事務局長、運営企画室長、事務局の各課長が加わり、意思決定のプロセスにおいて教育研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議するために設置している大学協議会の構成員をもって組織する「内部質保証会議」を設置し、学長を議長として自己点検・評価及び外部評価の結果を検証するとともに改善の実施と結果の検証も行っている。【資料 6-1-5】

●エビデンス集 資料編

【資料 6-1-2】 札幌大谷大学短期大学部学則

【資料 6-1-3】 自己点検・評価委員会規程

【資料 6-1-4】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 内部質保証方針

【資料 6-1-5】 内部質保証会議 議事録

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証方針の明示と内部質保証会議の設置から日が浅く、本格的な取組とその成果は十分なものとなっていない。今後は、教職員全てが内部質保証に対する強い意識を持続させるための教育と、内部質保証会議を中心とした PDCA の実践を積み重ねていくこと

とする。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の学則第 2 条において、教育研究上の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことと、一定の期間ごとに認証評価機関による評価を受ける旨を明記し、自己点検・評価委員会を設置して運営企画室が庶務を掌りながら、自主的・自立的な自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価を行うにあたっては、毎年、エビデンスとしてのデータと資料を更新及び収集しており、これに基づいて 3 年ごとに自己点検・評価書を作成して学内外へ公表することとしている。

平成 29(2017)年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受審して適合の評価を受け、その結果についても本学ホームページで公開している。【資料 6-2-1】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学は、自己点検評価のための情報収集とデータ分析とその活用について、これまで個々の担当部署で検討や改善を中心として行ってきたが、これらを総括して全学的な点検・評価活動に結びつけるために、平成 28(2016)年度に「運営企画室」を設置し IR 機能の構築と体制の整備を図った。「運営企画室」を軸に、各部署及び自己点検・評価委員会、さらには内部質保証会議が連携することにより、内部質保証の充実が図られている。【資料 6-2-2】

IR 活動を具体的に始動させるあたり、他大学での活動を参考にして本学ですぐに取り掛かれる事例を研究した。システム導入についても検討したが、小規模大学ならではの特長を生かし、教職員間の連携によるデータの活用に取り組むこととしてシステムの導入は当面行わないこととした。

まずは、平成 30(2018)年度に IR のための点在する学内データを一元的に運営企画室が集約して、教職員が活用できるよう「学内 IR データ管理表」を作成して公開した。【資料 6-2-3】

データに基づく総合的な学生支援を推進するため、以下のとおり令和元(2019)年から継続的に調査を実施している。

入学時の「建学の精神などに関する意識調査」、2 年生以上を対象とした「学生生活実態調査（学修行動調査と満足度調査を同時に実施するもの）」、卒業時の「ディプロマ・

ポリシー達成度調査（自己評価）」を実施して集計結果を教職員に公開している。本格的な分析作業は未遂の状態にあるが、学生の履修歴や成績等を含むパーソナルデータと調査への回答内容を重ねるデータを作成しており、今後も着実に取組みを重ね、エンロールメント・マネジメントに繋げる仕組みを構築することとしている。【資料 6-2-4】～【資料 6-2-6】

●エビデンス集 資料編

【資料 6-2-1】 平成 29(2017)年度自己点検評価書

<https://www.sapporo-tani.ac.jp/about/general/evaluation>

【資料 6-2-2】 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 運営企画室規程

【資料 6-2-3】 学内 IR データ管理表

【資料 6-2-4】 建学の精神などに関する意識調査

【資料 6-2-5】 学生生活実態調査

【資料 6-2-6】 ディプロマ・ポリシー達成度調査 2019 集計結果

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後、自己点検・評価委員会及び内部質保証会議において、各部署から提出された改善計画とその結果について、PDCA の妥当性を含めて綿密に検討・評価し、必要に応じて計画の修正・追加や新たな課題・改善方策等を追加提案する等のフィードバックを行い、内部質保証を機能させるための総合調整の実施を検討する。

IR については、教学マネジメント指針（令和 2(2020)年 1 月 22 日、中央教育審議会大学分科会）を踏まえ、IR の事務部門である運営企画室に教員を加えた教学 IR 組織を確立し、学長をはじめとするマネジメント層に対して、教育改善のための判断を下すための情報を的確に提供する体制を構築する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーを起点とした内部質保証活動として、ディプロマ・ポリシーを基本とした学修成果の点検・評価を行うために、学生を対象とした「学生生活実態調査（学修行動調査と満足度調査を同時に実施するもの）」や「ディプロマ・ポリシー達成度調査（卒業時の自己評価）」の結果を検証するとともに単位修得状況や GPA 分布といった学修状況

の分析、さらには資格取得状況や就職状況を加味した議論を学科や委員会等で行っている。

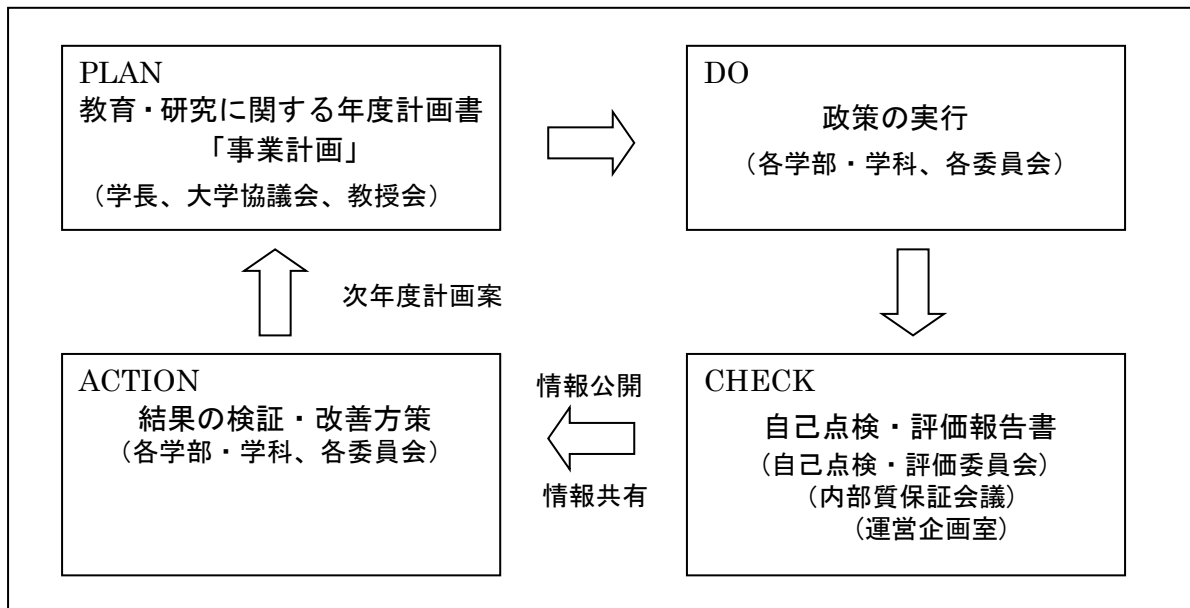
認証評価受審後の対応として、自己点検・評価委員会において「2018年度以降の自己点検・評価委員会の活動計画」が承認され、内部質保証と改善につなげるための自己点検・評価活動に取り組んでいる。【資料 6-3-1】

まず、自己点検・評価委員会、事務局等の各組織に対し平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度の 3 年計画で「大学機関別認証評価における参考意見等に対する点検評価 実施計画」と「大学機関別認証評価における改善・向上方策(将来計画)等に対する点検評価 実施計画」について、自主的・自律的な点検評価を求め、改善を促した。【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

点検評価・実施計画の項目は、改善・向上方策に対する対応計画 (plan: P) とその計画の実施 (do: D) と結果に対する自己点検・評価 (check: C) 、そして次年度の計画(課題・改善方策) (action: A) が記載され、各組織単位で PDCA に基づく自己点検・評価を実施している。【図 6-3-1】のように、全学的な PDCA サイクルの仕組みの確立を目指している。

そして、これに対するチェック機能を果たす組織として、内部質保証会議を設置して全学における教育の恒常的な改善・向上を推進している。

【図 6-3-1 本学の PDCA サイクル】



各委員会や部署で挙げた問題点や改善点は、次年度の事業計画に反映して改善や改革を進めており、内部質保証に向けた組織体制を構築し責任を明確にしながら、次のような改善が行われている。【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】

1) ブランディング戦略の明確化と全学一丸となった学生募集活動の展開

入学者の増加を図るため、全教職員が一丸となって積極的な学生募集活動に取り組んだ。フッキング、ブッキング、フォローといった学生募集の活動の基本に忠実な施策を関係者に周知徹底し、接触者へのきめ細かな入学勧誘活動を実施した。

さらに、学生募集広告上の対外的な名目組織である入学支援センターを作り、業務委託

形式でエグゼクティブ・マネジャーを配置して、専門的かつ地域密着的なイベントを展開、その他、学生プロジェクトチームによる FM 民放のラジオ番組「たがりな！」の放送についても一定の効果があった。

ブランディングの展開については、全学園的な展開を狙って、札幌文化芸術劇場とのスポンサー契約を活用して「札幌大谷大学サテライト」を年2回開催して、今後の展開の足掛かりを作った。

安定的な志願者確保を目的として「札幌大谷は変わります」とのスローガンの下、学科の枠を超えた履修を可能にするカリキュラムと副専攻制度の導入、専門性を高めた多彩な学びを実現するための専攻・コースの変更、出願前の申請を可能にした授業料減免制度、教授陣の充実、校舎新築等による施設設備のリノベーション、さらには全学科合同の初年次教育プログラムの創設、キャリア支援センターの創設とキャリア支援プログラムの展開と言った数多くの新体制を作り上げた。

2) カリキュラム改革

他大学にない「札幌大谷の学び」を展開するためにカリキュラム改革を行った。

① 初年次教育

学生の自己理解と他者理解を促し、初年次学生が身につける「7つの力」を学びながら、大学に対するポジティブな理解をもたらすため、大短合わせて全学科共通の初年次教育を実践した。

② 副専攻（マイナープログラム）制度

学科の専門領域とは別の領域を学ぶことで幅広い知識と教養を身につけられるよう、学科を越えた副専攻（マイナープログラム）制度を創設した。

③ キャリア支援プログラムとキャリア支援センター

学生のキャリア形成を促進して幅広い進路選択を可能にするため、社会人基礎力の養成、インターンシップ、学園公務員講座など多彩なキャリア支援プログラムを展開した。

また、これらのプログラムの実効性を高めるためにキャリア支援センターを創設するとともに事務局にキャリア支援課を新設して教職協働によるセンターの運営を行った。

3) アドミッション・ポリシーの見直し

大学協議会で検討を重ね、令和3(2021)年度入学者に対するアドミッション・ポリシーを制定した。【資料 6-3-6】

これらのことから、自己点検・評価及び認証評価などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能していると言える。

●エビデンス集 資料編

【資料 6-3-1】 2018 年度以降の自己点検・評価委員会の活動計画

【資料 6-3-2】 2017 年度大学機関別認証評価における参考意見等に対する点検評価 実施計画

【資料 6-3-3】 大学機関別認証評価における改善・向上方策(将来計画)等に対する点検評価 実施計画 提出状況

【資料 6-3-4】 2020 年度 事業計画

【資料 6-3-5】 2019 年度 事業報告

【資料 6-3-6】 アドミッション・ポリシーの見直し資料

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーに基づく教育の PDCA サイクルを徹底し、内部質保証システムを確立させる。そのために IR 活動を強化し、客観的なデータとエビデンスに基づいた自己点検・評価活動を推進する。

さらに、教育改革の取組みに対する学科等への学長裁量による支援を継続する。

【基準 6 の自己評価】

本学は、自己点検・評価活動を PDCA サイクルに基づいて実施するとともに定期的な大学機関別認証評価の受審、さらに事業計画書、事業報告書の作成は定着化している。IR 活動も運営企画室を中心に、できるところから調査とデータの収集、分析を行っている。「自己点検・評価委員会」によって評価書の作成がなされ、そこでは学長の主導性と各部署の長による機動性をもった体制によって検討が進められ、さらに内部質保証会議で検証を行うことにより成果を上げつつある。

これは、本学の大学規模からすると、効果的・効率的なかたちであり、継続的に点検・評価を実施していく方法としては最適であると考ええる。

自己点検・評価は、その基となる三つのポリシーと確認可能なエビデンスに基づいて実証的に行っている。また、自己点検・評価活動によって立案された改善・向上方策は、事業計画書に盛り込み、進捗状況を点検しながら継続的に実行している。

本学の課題等について審議し、全学的な意思統一、課題解決のための検証の場として「内部質保証会議」を設置してその機能を果たしている。

これらのことから、基準 6 を満たしていると判断しているが、更なる改善・向上が必要であることも認識し、真摯に取り組んでいる。

Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

A-1. 短期大学が持っている物的・人的資源への社会への提供

A-1-① 短期大学施設の開放、公開講座など、短期大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 短期大学施設の開放、公開講座など、短期大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

1) 子育て支援センター「んぐまーま」

札幌大谷大学短期大学部子育て支援センター「んぐまーま」は、開かれた大学として地域の声を教育と研究に活かしたいと願い、本学保育科が平成 17(2005)年 9 月に開設した。子育て支援センター開設にあたり、詩人谷川俊太郎氏の承諾をいただき、絵本の題名「んぐまーま」を広場の名前とした。【資料 A-1-1】

保育科の利用教室が主に A 棟に移動したのに合わせ、令和元(2019)年度からは A405 を利用して毎週木曜日につどいのひろばを開催しているほか、毎月最終火曜日に多胎児親子の会を実施している。イベントとしては、例年 7 月になつまつり、1 月にふゆまつりをオープンキャンパスに合わせて開催している。特にふゆまつりでは「特別研究 II」の授業と連携し、授業の成果を発表することで、学生が地域とつながる場となっている。

さらに、毎月最終木曜日には、3 回連続の講座「大人のスポットタイム・遊びと学び」を開講しているほか、毎月第 2 木曜日には、「子育て相談」の機会を設けており、小児科医師が子どもの病気や発達等についてアドバイスを行っている。令和元(2019)年度の利用実績は、4 月から 11 月までの 8 カ月で、ひろば等開催回数 31 回(うち行事が 1 回)、述べ利用者数 1535 人である。行事を除いた定期開催の毎回の平均利用者は親子の組数 21.9 組、47.3 人である。また、令和元(2019)年度からは、本学園附属音楽教室が開催している親子リトミックも同教室を利用して実施しており、4 月以降 12 月までに 4 回開催し、53 人の親子が参加した。また、平成 30(2018)年度からは、センター利用のニーズの把握のため、初回のみで利用が終わってしまった利用者に対して、行事の案内を送り、再度の利用を促す取組みを 2 年間行った。案内に対する反応も、ご意見の提供や行事への参加等、少しではあるが見られており、今後の活動に活かしていきたい。【資料 A-1-2】

【資料 A-1-3】

さらに、札幌市、民間子育て支援者、民生委員・児童委員の代表者による「札幌市子育て推進ネットワーク協議会」のメンバーとして活動し、産官学一体となった地域の子育て支援の推進に貢献している。その一環として、令和元(2019)年度には、学生 4 人が「令和元年度札幌市子育て支援講演会」の「手作りおもちゃ」コーナーにおいて、本学教員考案の玩具を参加者に紹介した。【資料 A-1-4】

2) 大学の施設利用の受入れ

① 図書館

西洋音楽や民族音楽に関する専門図書や楽譜、AV 資料を豊富に備えた蔵書は、北海道でも独自の意義を有し、一般利用者が閲覧や試聴ができる。また、子育て支援センター「んぐまーま」に所属する親子も利用でき、児童書、絵本をゆったりと読むことができる児童図書コーナーも設けられている。【資料 A-1-1】

② 「大谷記念ホール」、「百周年記念館同窓会ホール」、「響流ホール」

音楽芸術に特化した教育施設として本学は、座席数 352 席を有し、道内でも有数の音響を誇る「大谷記念ホール」を備えている。そのほかに、室内楽から合唱、小オーケストラまでのさまざまなアンサンブルの演奏会や練習場に適した「百周年記念館同窓会ホール」と「響流ホール」の 2 つを有し、学生による学修成果を学外に向けて発表するだけでなく、卒業生を中心に、外部団体にもこれらの施設の貸出しを行っている。

3) 地域イベントでの学生の活動

保育科の特性を活かした地域社会との協力関係としては、地域のイベント等における学生の活動があげられる。特に、保育科学生を中心とするサークル「コロポックル（人形劇）」、「にこにこおんがくたい（子ども向け吹奏楽団）」が幼稚園・保育所の他地域のイベントに積極的に参加している。【資料 A-1-5】

また、札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部は、札幌市東区及び東区内に設置されている他の教育機関（学校法人天使学園 天使大学、学校法人吉田学園 北海道スポーツ専門学校）との 4 者で、それぞれの教育研究上の特色や機能を活かし、東区のまちづくりに推進することを目的として、平成 24(2012)年 3 月に地域連携に関する年間協定を締結した（平成 26(2014)年 7 月には、札幌保健医療大学が加わり、現在は 5 者連携協定となっている）。この締結は、これまで個別に行われてきた本学と東区との連携事業を、改めて東区と他の教育機関との連携事業の一環として統合・整備したものである。連携内容は、(1)健康づくりの推進、(2)芸術文化及びスポーツの振興、(3)子育て支援、(4)地域連携事業を通じた実践能力の育成、(5)その他、を含んでいる。【資料 A-1-6】

保育科では例年、特に(3)に関して、ひがしく健康・スポーツまつり、北光ピカピカ子育てフェア、てっちなつまつり、ひのまるちびっ子なつまつりにおいて、吹奏楽の演奏のほか、折り紙コーナー、親子レクリエーションコーナーなどで活動を行っている（令和元(2019)年度は、なつまつりは講義の関係で参加できなかった）。【資料 A-1-7】

【資料 A-1-8】

●エビデンス集 資料編

【資料 A-1-1】 子育て支援センターリーフレット

【資料 A-1-2】 なつまつり・ふゆまつり

【資料 A-1-3】 2019 年度「んぐまーま」年間利用者数集計表

【資料 A-1-4】 2019 年度 多胎児親子の会んぐんぐまーま

【資料 A-1-5】 札幌市子育て推進ネットワーク協議会関係資料

【資料 A-1-6】 「コロポックル」、「にこにこおんがくたい」イベント活動資料

【資料 A-1-7】 地域連携協定書

【資料 A-1-8】 ひがしく健康・スポーツまつり

【資料 A-1-9】 北光ピカピカ子育てフェア

【資料 A-1-10】 ひのまるちびっ子なつまつり・てっちい夏まつりスタッフ募集

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

保育科では、本学が有する物的資源及び人的資源の提供は、特に子育て支援センターを軸に行っている。子育て支援センターの利用に関しては、令和元(2019)年度より場所を移動して教室が狭くなったこと、また駐車場の環境が変化したこともあり、利用者数が多少減少している。今後は適正な利用人数の検討を行い、地域から求められる活動を継続して行っていきたい。

また、保育科では、学生の地域での活動は、学生の成長を促し、その取組みを経て得られる経験や評価が教育効果を高めるといった好循環を生むものと認識している。しかし、保育科の学生の授業カリキュラムは、取得免許の特性上かなり過重となっており、実際に日程の問題で参加することが不可能なこともある。今後はこれらの活動をさらに発展させ、学生の学びを深めるとともに地域社会の発展に貢献できるよう、特に専攻科のカリキュラム改革も視野に入れて取り組んでいく。

A-2. 大学が持つ教育力による地域貢献

A-2-① 地域における社会人教育の機会の提供

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 保育士資格取得特例講座

平成 27(2015)年度から施行の子ども・子育て支援新制度における新たな「認定こども園制度」への円滑な移行・促進のために、令和元(2019)年度末までの間、経過措置期間中に幼稚園教諭免許状を有し幼稚園等において一定の実務経験を有する者を対象として保育士資格の取得に必要な単位数等の特例制度が設けられたことに基づき、本学でも保育士資格の取得のための特例制度による講座を平成 26(2014)年に開講した。令和元(2019)年度開講科目は「福祉と養護」、「保健と食と栄養」、「子ども家庭支援論」、「乳児保育」である。講座は通信形式で実施し、スクーリングを設けるとともに、添削課題の提出とスクーリング最終日に実施する試験により単位の認定を行った。

平成 26(2014)年度は 57 人、平成 27(2015)年度は 78 人、平成 28(2016)年度は 54 人、令和元(2019)年度は 19 人、あわせて 287 人が受講した。本学卒業生のみならず、多数の幼稚園教諭経験者が受講し、地域のニーズに応えることができたと考えている。【資料 A-2-1】

2) 公開講座の開講

本学の公開講座は、大学・短期大学との合同で、毎年度概ね 7 月～11 月にかけて開

催している。講座のテーマは、本学の特色を活かして、仏教・保育・音楽・美術・社会の5分野を開講しており、さらにターゲットを明確にするために「小学生夏休み」「社会人スキルアップ」「社会人教養」の3カテゴリーに分けて受講生を募集している。開催にあたっては、「道民カレッジ」の連携講座として実施しており、受講料は、講師謝金・材料費等の実費を徴収している。【資料 A-2-2】

3) 各種講習会への講師の派遣

保育科では幼稚園教諭免許状更新講習の講師、幼稚園及び保育所での保育者研修会での講師、北海道私立幼稚園協会及び札幌市私立幼稚園連合会の研究保育での助言者、札幌市私立保育連盟主催のキャリアアップ研修の講師等として積極的に教員を派遣している。

また、北海道幼稚園教諭養成校協会において、北海道内の幼稚園教諭養成校と共に手を携えて、北海道の幼児教育の振興に貢献できるよう努めている。さらに北海道内の幼稚園教諭養成校と私立幼稚園が共に手を携えて、北海道における幼児教育の振興に貢献することを目的とする北海道幼稚園教諭養成連絡協議会の会員校でもある。保育士養成にあたっては、全国の保育士養成校の団体である全国保育士養成協議会の北海道ブロックに長年理事を送り出しており、平成27(2015)年度には、札幌国際大学と協力し、全国保育士養成セミナー・研究大会の当番校として、札幌で開催された大会の運営にあたった。【資料 A-2-3】

●エビデンス集 資料編

【資料 A-2-1】 保育士資格取得特例講座 開講のご案内

【資料 A-2-2】 公開講座チラシ

【資料 A-2-3】 各種講習会への講師の派遣 2019年度 保育科 講師派遣一覧

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

保育士資格取得特例講座は開催4年間で300人近い受講者を集め、一定の役割を果たしたと考えられる。受講者数や問合せも減ってきており、今年度で終了することとしたい。今後は、幼児教育の無償化などに伴い、質の向上がより一層求められていることから、幼稚園教諭免許の二種から一種への上進講習、免許更新講習などの実施を検討し、現職保育者のニーズに応じていきたい。

公開講座については、本学が有する教育的資源を最大限に活用し、受講者のニーズに応じていくために、学科間で相互に乗り入れるタイプの講座を準備していく。

また、今後とも、幼稚園教諭養成、保育士養成の各種団体との協力関係を維持し、情報交換に努めるとともに、地域における保育者養成に貢献していく。

【基準 A の自己評価】

本学は、子育て支援センターの活動を始めとして、物的・人的資源を地域に提供しており、社会的な使命を果たしていると考えられる。今後も開かれた大学として、東区や地域の大学等との連携を図りながら、より充実した活動の展開を進め、地域に貢献できるよう努めていく。

V. 特記事項

1. 子どものためのミュージカル「ぷりてい劇場」

保育科の表現系の学びの集大成として毎年行っている子どものためのミュージカル「ぷりてい劇場」は、令和元(2019)年度で第44回目となる。始めは学内で「幼児のためのオペレッタ」公演として実施されていたが、開学15周年を記念して昭和51(1976)年から学外で実施されるようになり、現在に至っている。昭和54(1979)年度には札幌市民劇場に選定され、札幌市民芸術祭奨励賞を受賞している。

現在は、「総合表現」を始めとする表現系の科目を中心に準備を重ね、教員の指導を受けながら、幼児向けの作品に題材を得て学生が脚本の執筆、作曲作詞を行うとともに、大道具・小道具・衣装の作成、演出までを手がけている。最近では学年を2つに分けて、2本の公演を2日間に渡って行うことが定例化していたが、令和元(2019)年度より脚本を1本にし、ダブルキャストで1日に2公演を行う形に変更し、学生の負担軽減を図った。令和元(2019)年5月26日(日)に行われた公演では、午前・午後の2公演をあわせて来場者数は319人であり、地域の子ども達も多数鑑賞している。毎年楽しみにしてくれている地域の方や、卒業生も多く訪れている。

学生たちには、表現の様々な技術はもちろんのこと、大きな行事を運営する上で、学内外の様々な調整を行う中で、問題解決能力や人と関わる力、主体的に考える態度など、多くのことを学んでおり、保育科として大変重要な行事となっている。



VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条	—	該当なし 短大として実際に適用したことはない。	3-1
第 90 条	○	法第 90 条第 1 項に則った入学資格を学則第 12 条に定めて適切に運用している。 なお、法第 90 条第 2 項に定める飛び入学は実施していない。	2-1
第 92 条	○	学校教育法（以下「法」という。）第 92 条第 1 項及び第 2 項の教職員組織については、札幌大谷大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第 39 条第 1 項及び第 2 項並びに第 40 条に定めて運用している。 法第 92 条第 3 項の学長の職務については、学校法人札幌大谷学園寄附行為実施規則第 7 条第 1 項に定めて運用している。 法第 92 条第 4 項及び第 6 項から第 10 項並びに事務職員については、副学長規程、学科長規程、助教規程、教員の資格認定及び昇格に関する規程、学校法人札幌大谷学園事務組織及び職制規程（以下「職制規程」という。）を定めて運用している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	法第 93 条に定める教授会については、学則第 45 条に定めて適切に運用している。また、法第 93 条第 2 項第 3 号については、学長裁定を定めて運用している。	4-1
第 104 条	○	学位の授与に関しては、学則第 30 条に定めて適切に運用している。	3-1
第 105 条	○	該当なし 特別の課程を編成していない。	3-1
第 108 条	○	短期大学の目的については、「札幌大谷大学短期大学部学則(以下「学則」)」第 1 条に明記し遵守している。 修業年限については学則第 4 条に定めている。	1-1 1-2 2-1 3-1
第 109 条	○	自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会規程」に基づき、「自己点検・評価委員会」を設置して組織的な体制を整え、自己点検・評価活動を実施し、年ごとの認証評価に対応し評価結果をホームページで公開している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動状況の公表については、学則第 3 条に定めて履行している。	3-2
第 114 条	○	学則第 39 条第 1 項及び学校法人札幌大谷学園就業規則第 2 条並びに職制規程に事務職員を定めて運用している。	4-1 4-3

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号から第 8 号までの事項はすべて学則に記載している。なお、規則第 4 条第 1 項第 9 号、同条第 2 項及び同条第 3 項は該当しない。	3-1 3-2
第 24 条	○	学則、学生便覧、シラバスで必要な事項を定めている。また学籍簿については学務課で管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生の処分の手続については、学則第 59 条及び学生懲戒規程に定めて適切に運用している。	4-1
第 28 条	○	表簿については厳正に保管し、文書の保存に関しては札幌大谷学園文書保存規程に定められている。	3-2

札幌大谷大学短期大学部

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 143 条	—	本学では、該当する組織は設置していない。	4-1
第 146 条	○	該当なし 法第 88 条に定められた修業年限の通算制度は設けていない。	3-1
第 150 条	○	学生募集要項に記載の入試区分にそれぞれ出願資格を定めている。	2-1
第 162 条	○	学則第 16 条及び編入学及び転入学規程第 2 条第 2 項に定めて適切に運用している。	2-1
第 163 条	○	本学学則第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 条に定められている。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし 学年の途中での入学及び卒業の制度はない。	3-1
第 164 条	—	該当なし 特別の課程を編成していない。	3-1
第 165 条の 2	○	学生便覧及びシラバスに、本学の教育理念と教育目的を踏まえた 3 つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー)を明記し、その一貫性を確保している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会規程」に基づき、「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価活動を実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第 172 条の 2 第 1 項各号に掲げられた事項はすべて本学のホームページで公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位の授与に関しては本学学則第 27 条に定められている。	3-1

短期大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本学は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法等で定められた基準等を遵守している。 「教育研究水準の向上(自己点検評価等)」については、学則第 2 条に「本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表し、以ってその教育水準の向上を図るものとする。」と定めており、学長を議長とする内部質保証会議を設置し、体制を整え、教育研究水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	教育研究上の目的については「本学学則」第 3 条の 2 に明記し目的達成に努めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜規程第 2 条（基本原則）に適切な体制により行うことを定めている。	2-1
第 2 条の 3	○	本学学則第 39 条に定められている。	2-2
第 3 条	○	学科については「本学学則」第 3 条に明記している。	1-2
第 3 条の 2	—	該当なし 二以上の学科の設置が無い。	3-2
第 4 条	○	学則第 3 条（学科及び定員）に学生定員を定めている。	2-1
第 5 条	○	教育課程の編成についてはカリキュラム・ポリシーに則り、学則別表第一及び履修等規程によって定められている。	1-2 3-2
第 6 条	○	本学学則第 20 条に定められ、履修等規程において必修科目及び選択科目に分けられている。また、学生便覧において明示されている。	3-2

札幌大谷大学短期大学部

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第7条	○	単位の計算方法については本学学則第21条において定められている。	3-1
第8条	○	本学学則第6条第3項において定められている。	3-2
第9条	○	本学学則第6条第3項において定められている35週にわたる授業期間を前期後期で実施しているため、どちらの期も15週にわたる期間を確保している。	3-2
第10条	○	本学履修等規程第7条において履修人数の制限を定めている他、授業内容の改善については本学学則第25条に定めている。	2-5
第11条	○	本学学則第20条第2項に定められている。	2-2 3-2
第11条の2	○	授業の方法及び内容については学則第20条第2項で明示している他、シラバスでも詳しく明記している。また、評価については本学学則第24条で明示されている他、学生便覧でも明示している。	3-1
第11条の3	○	本学学則第22条において授業改善と組織について明示している。	3-2 3-3 4-2
第12条	—	該当なし 昼間のみ実施しているので明示の必要なし。	3-2
第13条	○	本学学則第23条及び第24条に明示している。	3-1
第13条の2	○	登録の上限については本学履修等規程第4条第4項に明示している他、学生便覧で明示している。なお、上限単位を超える履修科目の登録については本学履修等規程第13条第7項に明記している他、学生便覧で明示されている。	3-2
第14条	○	本学学則第29条に定められている。	3-1
第15条	○	本学学則第29条第2項に定められている。	3-1
第16条	○	本学学則第30条に定められている。	3-1
第16条の2	○	本学学則第31条及び第47条に定められている。	3-2
第17条	○	本学学則第54条において定められており、詳細については本学科目等履修生規程に定められている。	3-1 3-2
第18条	○	本学学則第25条に定められており、学生便覧にも明示されている。	3-1
第19条	—	該当なし 卒業の要件の特例に対応する学科がない。	3-1
第20条	○	本学学則第39条に定められている。	3-2 4-2
第20条の2	○	授業科目の担当については検討したものをもとに教務教職委員会で審議を行っており、慎重に決定している	3-2 4-2
第21条	○	授業を担当していない教員は配置していない。	3-2 4-2
第21条の2	○	本学の専任教員はすべて教育研究に従事している。	3-2 4-2
第22条	○	教育課程編成上の専任教員数は十分確保されている。短大の専任教員数は13人であり設置基準を上回っている。	3-2 4-2
第22条の2	○	学長の資格要件については、学校法人札幌大谷学園寄附行為施行細則第9条に定めて適切に運用している。	4-1
第23条	○	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第四条に教授の資格について定められている。	3-2 4-2
第24条	○	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第五条に准教授の資格について定められている。	3-2 4-2

札幌大谷大学短期大学部

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 25 条	○	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第 5 条に准教授の資格について定められている。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第 7 条に助教の資格について定められている。	3-2 4-2
第 26 条	—	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程第 7 条に助手の資格について定められている。	3-2 4-2
第 27 条	○	・中庭が開放的な空間となっており、交流の場となっている。 ・図書館の入口前がラーニングコモンズとなっており、休憩やミーティングができるテーブルと椅子を設置している。	2-5
第 27 条の 2	○	運動場は札幌市東区の丘珠と中沼にあり、校舎に隣接はされていないが、授業や部活で使用する際も、大学で準備するバスで往復移動しているため、学生の経済的な負担はない。	2-5
第 28 条	○	以下の施設を備えている。 ・学長室、会議室、事務室 ・研究室、教室（講義室、演習室、実習準備室） ・図書館、保健室、自治会室、ラーニングコモンズ ・専任教員の研究室 ・ホール、レッスン室、栄養実習室、環境実習室、工作室等専門教室 ・コンピュータ教室、LL 教室 ・講堂、トレーニング室、学園寮	2-5
第 29 条	○	「札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部図書館利用規程」に則り整備するとともに「図書館利用規定」により運用している。	2-5
第 30 条	○	収容定員 200 人に対し、必要な校地面積を有している。	2-5
第 31 条	○	定められた校舎面積を有している。	2-5
第 32 条	—	本学は必要な施設を備える学部該当しない。	2-5
第 33 条	—	本学は機械、器具等を備える学部該当しない。	2-5
第 33 条の 2	—	本学は二以上の校地に該当しない。	2-5
第 33 条の 3	○	札幌大谷学園グランドデザインに施設・設備の長期整備計画の必要性を掲げ、事業計画と中期的資金計画の連携を図って環境整備に努めている。2017 年から 2019 年の 3 年間では建物の耐震化事業との連動で、新校舎の建設と既存校舎の大幅な改修事業を遂行した。	2-5 4-4
第 33 条の 4	○	本学の名称は設置者名称である札幌大谷学園に由来しており、併設大学である札幌大谷大学の名称とも整合していることから適当である。また、設置している保育科の学科名称は、保育者（幼稚園教諭及び保育士）の養成を教育研究上の目的としていることから、ふさわしいものである。	1-1
第 34 条	○	職制規程で事務組織を定めて適切に運用している。また、教育改革に対応すべく組織の見直しもおこなっている。	4-1 4-3
第 35 条	○	教学組織として学生支援委員会とキャリア支援センターを設置し、事務局には学務課とキャリア支援課を置いて専任の職員を配置している。	2-4 4-1
第 35 条の 2	○	担任を中心とした教職員のきめ細かいサポートにより最適な進路対策ができるようキャリア支援センター及び事務局キャリア支援課にて対応している。 また、学生のキャリア形成と就職活動支援に資するガイダンスや講座を企画運営している。	2-3
第 35 条の 3	○	スタッフ・ディベロップメント規程を定めて、各種の研修機会を設けている。	4-3
第 36 条	—	該当なし 共同教育課程における単位の認定は行っていない。	3-2

札幌大谷大学短期大学部

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 37 条	—	該当なし 共同教育課程における単位の認定は行っていない。	3-1
第 38 条	—	該当なし 共同教育課程における卒業の認定は行っていない。	3-1
第 39 条	—	該当なし 共同学科を設置していない。	3-2 4-2
第 40 条	—	該当なし 共同学科を設置していない。	2-5
第 41 条	—	該当なし 共同学科を設置していない。	2-5
第 42 条	—	該当なし 共同学科を設置していない。	2-5
第 50 条	—	該当なし 外国に設ける組織については設けていない。	1-2
第 52 条	—	該当なし 新たに短大を設置する予定がない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 5 条の 4	○	学士の学位授与の要件については本学学則第 30 条に明示されている。	3-1
第 10 条	○	本学学則第 27 条及び第 51 条第 2 項に定めている。また本学学位規程第 2 条に明示されている。	3-1
第 13 条	○	本学学位規程が定められておりここに明示されている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）の一部改正に伴い、学校法人札幌大谷学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）の一部改正について文部科学大臣より認可（2020 年 3 月 27 日）を受け、2020 年 4 月 1 日から施行する。 学校法人の責務については、寄附行為第 2 条に明記しているとおり、私立学校法を適正に遵守するよう努めている。 なお、学校法人札幌大谷学園寄附行為施行細則（以下「施行細則」という。）第 3 条にも明記している。	5-1
第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止については、寄附行為第 2 条に明記しているとおり、私立学校法を適正に遵守している。なお、教職員の勤務心得として、学校法人札幌大谷学園就業規則第 8 条第 4 号にも明記している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備置き及び閲覧については、寄附行為第 34 条第 2 項に明記しているとおり、私立学校法を適正に遵守している。	5-1
第 35 条	○	役員については、寄附行為第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に明記しているとおり、私立学校法を適正に遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係については、寄附行為第 2 条に明記しているとおり、私立学校法を適正に遵守している。 なお、寄附行為第 3 章及び施行細則第 2 章にも明記している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については、寄附行為第 16 条に明記しているとおり、私立学校法を適正に遵守している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務等については、寄附行為第 11 条から第 14 条第 2 項までに明記しているとおり、私立学校法を適正に遵守している。	5-2 5-3

札幌大谷大学短期大学部

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 38 条	○	役員の選任については、役員の選任を寄附行為第 6 条に、監事の選任を寄附行為第 7 条に、そして役員の欠格事由を寄附行為第 10 条第 2 項第 4 号にそれぞれ明記しているとおおり、私立学校法を適正に遵守している。	5-2
第 39 条	○	役員の兼職禁止については、寄附行為第 7 条に明記しているとおおり、私立学校法を適正に遵守している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、寄附行為第 9 条に明記しているとおおり、私立学校法を適正に遵守している。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、寄附行為第 18 条に明記しているとおおり、私立学校法を適正に遵守している。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項については、寄附行為第 20 条に明記しているとおおり、私立学校法を適正に遵守している。	5-3
第 43 条	○	評議員の意見具申等については、寄附行為第 21 条に定めて適切に履行している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、寄附行為第 22 条に定めて適切に選任している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の損害賠償責任については、寄附行為における任意的記載事項であるが、責任の免除を寄附行為第 43 条に、責任限定契約を寄附行為第 44 条にそれぞれ明記している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任については、特に寄附行為に記載しなくても、私立学校法の規定により責任が生じるので、明記はしていない。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任については、特に寄附行為に記載しなくても、私立学校法の規定により責任が生じるので、明記はしていない。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為変更の認可等については、寄附行為第 42 条に明記しているとおおり、私立学校法を適正に遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画については、寄附行為第 31 条に明記しているとおおり、私立学校法を適正に遵守している。また、認証評価の結果及び参考意見等を踏まえて事業計画及び中期的な計画を作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第 33 条第 2 項に定めて確実に履行している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については、寄附行為第 34 条に定めて確実に履行している。	5-1
第 48 条	○	報酬等については、寄附行為第 36 条及び「学校法人札幌大谷学園役員の報酬等に関する規則」に明記しているとおおり、私立学校法を適正に遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度については、寄附行為第 38 条に明記しているとおおり、私立学校法を適正に遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表については、寄附行為第 35 条に明記しているとおおり、私立学校法を適正に遵守している。	5-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学科、専攻の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

札幌大谷大学短期大学部

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人札幌大谷学園 寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	1. 2020 大学案内 2. 2021 学校案内、2021 学科案内	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	札幌大谷大学短期大学部学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	1. 2020 年度学生募集要項 2. 2020 年度学生募集要項（学校推薦入学試験）（指定校制） 3. 2020 年度学生募集要項（専攻科入学試験）	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2020 年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2020 年度 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2019 年度 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	1. 交通アクセス・キャンパスマップ https://www.sapporo-otani.ac.jp/access/ 2. 札幌大谷学園 構内案内図 3. 2020 年度学生便覧 校舎平面図 P185-193	2 は【F-5】と同じ
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	札幌大谷学園規程集（総合目次）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	1. 役員名簿 2. 評議員名簿 3. 2019 年度 理事会 開催状況 4. 2019 年度 評議員会 開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	1. 計算書類（平成 27 年度から令和元年度まで） 2. 監査報告書（平成 27 年度から令和元年度まで） 3. 独立監査人の監査報告書（平成 27 年度から令和元年度まで）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	1. 2020 年度シラバス 保育科・専攻科保育専攻 2. 2020 年度学生便覧 P135-150	2 は【F-5】と同じ
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学科別の三つのポリシー 2019 年度版	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	※ 該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	※ 該当なし	

札幌大谷大学短期大学部

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	札幌大谷大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	2020 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学科別の三つのポリシー 2019 年度版	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-4】	2020 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-5】	カリキュラム https://www.sapporo-otani.ac.jp/department/nursery/curriculum	
【資料 1-1-6】	子育て支援センターの集いの広場「んぐまーま」 http://ngma-ma.boon.jp/	
【資料 1-1-7】	札幌大谷は変わります(冊子)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	札幌大谷大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	札幌大谷大学 大学協議会規程	
【資料 1-2-3】	2020 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-4】	2020 年度大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-5】	三つのポリシー https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/	
【資料 1-2-6】	学校法人札幌大谷学園グランドデザイン	
【資料 1-2-7】	子育て支援センターリーフレット	
【資料 1-2-8】	2020 年度 各種センター及び委員会名簿	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2020 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	2020 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-3】	三つのポリシー https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 2-1-4】	OTANI OPEN CAMPUS 2020.4-2021-3 パンフレット	
【資料 2-1-5】	札幌大谷大学短期大学部入学者選抜規程	
【資料 2-1-6】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 入試委員会規程	
【資料 2-1-7】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 入学支援センター規程	
【資料 2-1-8】	2020 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-9】	2020 年度学生募集要項 学生推薦入学試験(指定校制)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	2020 年度学生募集要項(専攻科入学試験)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-11】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 アドミッション・ポリシー(2021 年度入学者)	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	2018~2020 年度 大学・短期大学部在籍者数	
【資料 2-2-2】	入学前教育関係資料	
【資料 2-2-3】	2020 年度オリエンテーション時間割	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 キャリア支援センター規程	

札幌大谷大学短期大学部

【資料 2-3-2】	2019 年度保育科 進路・就職フェア学生アンケート集計	
【資料 2-3-3】	就職活動直前ガイダンス	
【資料 2-3-4】	2019 年度進路支援イベント・講座予定表	
【資料 2-3-5】	Let's 就活!	
【資料 2-3-6】	幼稚園キャラバン関係資料	
【資料 2-3-7】	2019 年度 進路決定状況一覧	
【資料 2-3-8】	2019 年度ボランティア一覧表	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学生支援委員会規程	
【資料 2-4-2】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学生相談室規程	
【資料 2-4-3】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部東本願寺奨学金取扱規程	
【資料 2-4-4】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 授業料減免規程	
【資料 2-4-5】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 卒業生・修了生の子の入学金に関する内規	
【資料 2-4-6】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 家族授業料減免制度に関する内規	
【資料 2-4-7】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部長期履修学生規程	
【資料 2-4-8】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部学生自治会会則	
【資料 2-4-9】	2019 年度 学生相談室・保健室利用状況	
【資料 2-4-10】	保健室だより	
【資料 2-4-11】	保健調査票・健康調査 U・P・I	
【資料 2-4-12】	ぼらん関係資料	
【資料 2-4-13】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学生相談室規程	
【資料 2-4-14】	札幌大谷大学障がい学生の受入れ及び支援に関する基本方針	
【資料 2-4-15】	アクセシビリティ推進委員会規程	
【資料 2-4-16】	障がい学生支援会議規程	
【資料 2-4-17】	学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 2-4-18】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部ハラスメントに関するガイドライン	
【資料 2-4-19】	食育月間関係資料	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	札幌大谷学園 消防計画書	
【資料 2-5-2】	ラーニング・コモンズ関係資料	
【資料 2-5-3】	コンピューター教室の仕様概要	
【資料 2-5-4】	図書館利用案内	
【資料 2-5-5】	入学時オリエンテーション（学内情報サービス利用）資料	
【資料 2-5-6】	学内サービス利用情報（HP 参照画面）	
【資料 2-5-7】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部情報セキュリティポリシー	
【資料 2-5-8】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部情報セキュリティポリシー（学生便覧 P. 36）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-9】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部情報環境委員会規程	
【資料 2-5-10】	バリアフリー関係資料	
【資料 2-5-11】	2019 年度 建物別・学科別教室一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	平成 30 年度 学生満足度調査・2019 年度 学生生活実態調査集計結果報告	
【資料 2-6-2】	学生生活実態調査・学生生活実態調査の結果報告と今後の対処について	
【資料 2-6-3】	マナーアップキャンペーン資料	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	2020 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-2】	三つのポリシー https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 3-1-3】	2019 年度前期の GPA による履修指導について	
【資料 3-1-4】	再学習課題の内容と評価方法	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	2020 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-2】	三つのポリシー https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 3-2-3】	カリキュラムマップ	
【資料 3-2-4】	2020 年度シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-5】	2020 年度シラバス作成のガイドライン	
【資料 3-2-6】	2020 年度シラバス作成の留意事項	
【資料 3-2-7】	子どものためのミュージカル「ぷりてい劇場」	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2020 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-3-2】	2020 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-3-3】	三つのポリシー https://www.sapporo-otani.ac.jp/about/policy/	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 3-3-4】	ディプロマ・ポリシー達成度調査 2020 集計結果	
【資料 3-3-5】	札幌大谷大学短期大学部教職課程 履修カルテ	
【資料 3-3-6】	2018 年度卒業生就職先一覧	
【資料 3-3-7】	2019 年度授業アンケート質問用紙と授業アンケート結果（見本）	
【資料 3-3-8】	2019 年度前期授業改善計画書（見本）	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	札幌大谷大学短期大学部教授会規程	
【資料 4-1-2】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学 合同教授会内規	
【資料 4-1-3】	札幌大谷大学 大学協議会規程	
【資料 4-1-4】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部 各種委員会及びセンター内規	
【資料 4-1-5】	2020 年度各種センター及び委員会名簿	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 4-1-7】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部学科長規程	
【資料 4-1-9】	札幌大谷大学短期大学部学則第 41 条第 2 項第 3 号の規定に基づく教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める教授会の審議事項	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部 教員の採用及び昇格に関する規程	
【資料 4-2-2】	FD 委員会案内等	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	札幌保健医療大学と札幌大谷大学・札幌大谷短期大学部との職員の資質向上に係る連携協力に関する協定書	

札幌大谷大学短期大学部

【資料 4-3-2】	学外研修会一覧表	
【資料 4-3-3】	業務目標設定・評価シート	
【資料 4-3-4】	職員キャリアアップ助成関係資料	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 学術研究活動における行動規範	
【資料 4-4-2】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-3】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等の取扱いに関する規程	
【資料 4-4-4】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等の使用に関する行動規範	
【資料 4-4-5】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等における不正防止対策の基本方針	
【資料 4-4-6】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等における不正防止計画	
【資料 4-4-7】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等における不正等の防止・対策に関する実施内規	
【資料 4-4-8】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等の取扱要領	
【資料 4-4-9】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 競争的資金等に関する監査要領	
【資料 4-4-10】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 研究費取り扱い内規	
【資料 4-4-11】	2019 年度 特別加算研究費の応募結果	
【資料 4-4-12】	FD 研修会（科研費獲得講座）につきまして	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人札幌大谷学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人札幌大谷学園 寄附行為施行細則	
【資料 5-1-3】	学校法人札幌大谷学園 寄附行為実施規則	
【資料 5-1-4】	学校法人札幌大谷学園 理事会会議規則	
【資料 5-1-5】	学校法人札幌大谷学園 監事監査規則	
【資料 5-1-6】	学校法人札幌大谷学園 常務理事設置規則	
【資料 5-1-7】	学校法人札幌大谷学園 常務会設置規則	
【資料 5-1-8】	札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部 運営・諮問会議規則	
【資料 5-1-9】	学校法人札幌大谷学園 内部監査規程	
【資料 5-1-10】	学校法人札幌大谷学園 内部通報等に関する規則	
【資料 5-1-11】	学校法人札幌大谷学園 グランドデザイン	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-1-12】	Otani Clean Eco Campus	
【資料 5-1-13】	学校法人札幌大谷学園 ハラスメントの防止等に関する規程	大学【資料 2-4-21】と同じ
【資料 5-1-14】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ハラスメントに関するガイドライン	大学【資料 2-4-22】と同じ
【資料 5-1-15】	学校法人札幌大谷学園 危機管理規程	
【資料 5-1-16】	札幌大谷学園 安全衛生・危機管理マニュアル	
【資料 5-1-17】	札幌大谷学園 消防計画書	【資料 2-5-1】と同じ
【資料 5-1-18】	新型コロナウイルス感染症への対応について（基本原則）	
【資料 5-1-19】	新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン【レベル別各部門行動基準】	
【資料 5-1-20】	新型コロナウイルス感染症 大学・短大対策本部 体制図	

札幌大谷大学短期大学部

【資料 5-1-21】	新型コロナウイルス感染対応マニュアル 4/13 版	
【資料 5-1-22】	前期授業開始日案内	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	2019 年度理事会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-2】	役員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	2019 年度常務会開催状況	【資料 F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部 運営・諮問会議規則	【資料 5-1-8】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人札幌大谷学園 監事監査規則	【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-3-3】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-4】	2019 年度評議員会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-5】	学校法人札幌大谷学園 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-6】	評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-7】	学校法人札幌大谷学園 内部監査規程	【資料 5-1-9】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人札幌大谷学園 経営改善計画	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人札幌大谷学園 経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人札幌大谷学園 経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人札幌大谷学園 資産運用規程	
【資料 5-5-4】	学校法人札幌大谷学園 物件調達・管理規程	
【資料 5-5-5】	学校法人札幌大谷学園 監事監査規則	【資料 5-1-5】と同じ
【資料 5-5-6】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-7】	独立監査人の監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-8】	学校法人札幌大谷学園 内部監査規程	【資料 5-1-9】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-2】	札幌大谷大学短期大学部学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-3】	自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-4】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 内部質保証方針	
【資料 6-1-5】	内部質保証会議 議事録	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	平成 29(2017)年度自己点検評価書 https://www.sapporo-tani.ac.jp/about/general/evaluation	
【資料 6-2-2】	札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 運営企画室規程	
【資料 6-2-3】	学内 IR データ管理表	
【資料 6-2-4】	建学の精神などに関する意識調査	
【資料 6-2-5】	学生生活実態調査	
【資料 6-2-6】	ディプロマ・ポリシー達成度調査 2019 集計結果	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	2018 年度以降の自己点検・評価委員会の活動計画	
【資料 6-3-2】	2017 年度大学機関別認証評価における参考意見等に対する点検評価 実施計画	
【資料 6-3-3】	大学機関別認証評価における改善・向上方策(将来計画)等に対する点検評価 実施計画 提出状況	

札幌大谷大学短期大学部

【資料 6-3-4】	2020 年度 事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-3-5】	2019 年度 事業報告	【資料 F-7】と同じ
【資料 6-3-6】	アドミッション・ポリシーの見直し資料	

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携		
【資料 A-1-1】	子育て支援センターリーフレット	
【資料 A-1-2】	なつまつり・ふゆまつり	
【資料 A-1-3】	2019 年度「んぐまーま」年間利用者数集計表	
【資料 A-1-4】	2019 年度 多胎児親子の会んぐんぐまーま	
【資料 A-1-5】	札幌市子育て推進ネットワーク協議会関係資料	
【資料 A-1-6】	「コロポックル」、「にこにこおんがくたい」イベント活動資料	
【資料 A-1-7】	地域連携協定書	
【資料 A-1-8】	ひがしく健康・スポーツまつり	
【資料 A-1-9】	北光ピカピカ子育てフェア	
【資料 A-1-10】	ひのまるちびっ子なつまつり・てっちい夏まつりスタッフ募集	
A-2. 大学が持つ教育力による地域貢献		
【資料 A-2-1】	保育士資格取得特例講座 開講のご案内	
【資料 A-2-2】	公開講座チラシ	
【資料 A-2-3】	各種講習会への講師の派遣 2019 年度 保育科 講師派遣一覧	